

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年1月25日
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 桐谷 重毅
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	各ファンドにつき、2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＧＳアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース

ＧＳアジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース

（以下、総称して「本ファンド」といい、必要に応じて、ＧＳアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコースを「米ドルコース」、ＧＳアジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コースを「円コース」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。）に基づく追加型証券投資信託です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各コースにつき、2,000億円^{*}を上限とします。

^{*} 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額^{*}です。

（なお、上記金額に下記の申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれません。）

ただし、自動けいぞく投資契約（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「アジハイドル」「アジハイ円」）。

^{*} 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

（５）【申込手数料】

3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

販売会社によっては、ＧＳアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース（以下「アジア通貨コース」といいます。）、米ドルコースおよび円コースの間においてスイッチング（乗換え）が可能です。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

本ファンドにおける「スイッチング」とは、アジア通貨コース、米ドルコースおよび円コースの受益者が、当該コースの受益権の一部解約金（手取額）をもってその支払いを行った販売会社で当該コース以外のコースの受益権の取得のお申込みをする場合をいいます。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金（解約）されるコースに対して換金にかかる税金が課されることにつきご注意ください。詳しくは、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご覧ください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記(8)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

（７）【申込期間】

2019年1月26日から2019年7月25日まで

（注）なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

委託会社の指定する第一種金融商品取引業者（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下「販売会社」と総称します。）において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

（９）【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託銀行の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

（１１）【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主に日本を除くアジアの米ドル建てハイ・イールド債券に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 ()

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・海外・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変型型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル () 日本 北米 欧州 アジア (日本を除く) オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファ ンズ	<米ドルコース> なし <円コース> あり (フルヘッジ)	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート 型 絶対収益追求型 その他 ()

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

- ・その他資産（投資信託証券（債券））・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・年12回（毎月）・・・目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・アジア（日本を除く）・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファンド・オブ・ファンズ・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券などを投資対象として投資するものをいいます。
- ・為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。
- ・為替ヘッジあり（フルヘッジ）・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人 投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

委託会社は、受託銀行（後記「(3)ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 b. 受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、各コースにつき、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

G S アジア・ハイ・イールド債券ファンドには、以下の3ファンドがあります。

G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース （「アジア通貨コース」といいます。）	主に日本を除くアジアの米ドル建てハイ・イールド債券に投資し、米ドル建て資産に対して原則として対アジア通貨で為替取引を活用することにより、アジア通貨への投資効果を追求します。
G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース （「本ファンド」または「米ドルコース」といいます。）	主に日本を除くアジアの米ドル建てハイ・イールド債券に投資し、米ドル建て資産に対して原則として対円での為替ヘッジは行いません。
G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース （「本ファンド」または「円コース」といいます。）	主に日本を除くアジアの米ドル建てハイ・イールド債券に投資し、米ドル建て資産に対して原則として対円で為替ヘッジを行います。

（注）本書は米ドルコースおよび円コースについてのみ記載しています。

< ファンドのポイント >

1. 本ファンドは、投資信託証券を通じて、主として日本を除くアジアの企業が発行する米ドル建てハイ・イールド債券に投資します。

組入れ投資信託証券では、米ドル建て以外の資産に投資することがあります。米ドル建て以外の外貨建資産に投資を行った場合は、原則として対米ドルで為替ヘッジを行います。

米ドルコース	米ドル建て資産に対して原則として対円での為替ヘッジは行いません。
円コース	米ドル建て資産に対して原則として対円で為替ヘッジを行います。

2. 原則として、毎月25日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に分配を行います。

運用状況によっては、分配の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

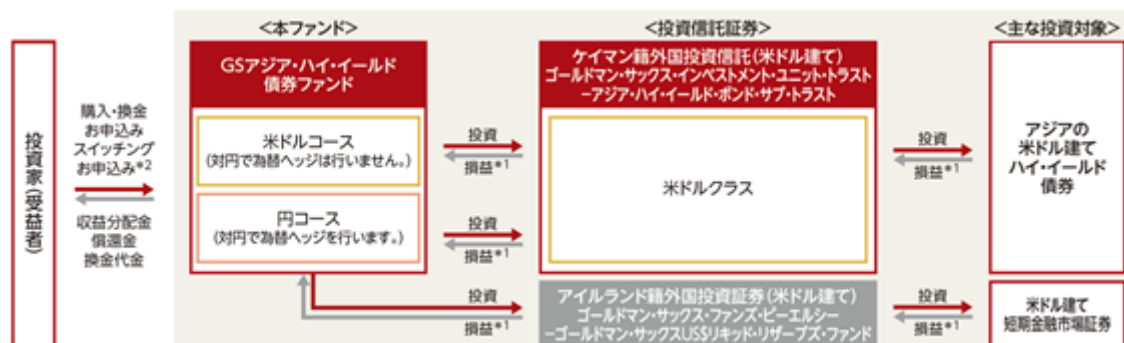
（２）【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は2011年10月11日であり、同日より運用を開始しました。

（３）【ファンドの仕組み】

１．ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



*1 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

*2 販売会社によってはアジア通貨コース、米ドルコースおよび円コースとの間でのスイッチングが可能です。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

各投資信託証券（以下、総称して「組入れファンド」、「組入れ投資信託証券」または「指定投資信託証券」ということがあります。）への投資比率は、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとします。原則として「アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト」の組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

投資対象となる投資信託証券は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合もあります。

２．ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

ａ．委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

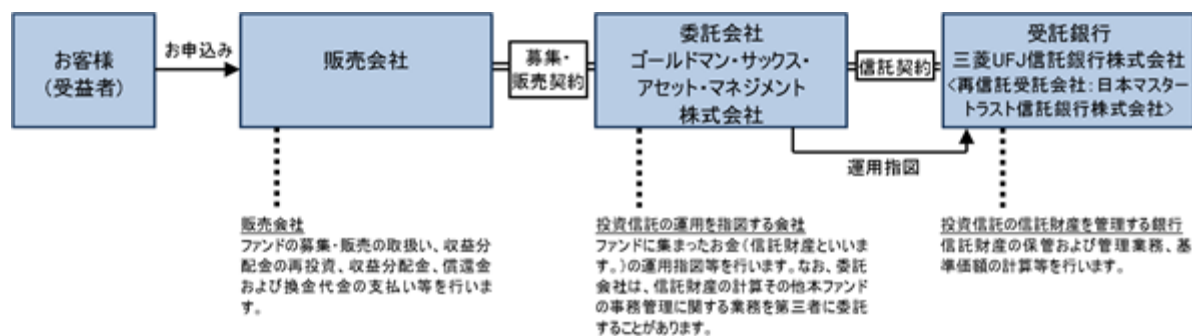
ｂ．受託会社（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

ｃ．販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



<ご参考> ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（G S A M）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（G S A M）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2018年6月末現在、グループ全体で1兆3,072億米ドル（約144兆円^{*}）の資産を運用しています。

^{*} 米ドルの円貨換算は便宜上、2018年6月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.54円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

委託会社等の概況

a．資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

b．沿革

- 1996年2月6日 会社設立
- 2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c．大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	所有比率 （％）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウェスト・ストリート200番地	6,400	100

2【投資方針】

（１）【投資方針】

a．基本方針

本ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

b．本ファンドの運用方針

主として、日本を除くアジアの投資適格格付未滿に格付けされた米ドル建て高利回り債券を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。

<米ドルコース>

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

<円コース>

外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

投資信託証券への投資は、高位に維持することを基本とします。

投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定されたりする場合もあります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

<本書で使用するデータについて>（「3 投資リスク（3）参考情報」で用いるデータについては該当ページをご覧ください。）

■債券インデックス等

日本国債：F T S E 世界国債インデックス（日本）

先進国国債：F T S E 世界国債インデックス（除く日本）

エマージング債券（米ドル建て）：J P モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバースファイド

欧州ハイ・イールド債券：I C E B o f A メリルリンチ・ヨーロッパ・ハイ・イールド・インデックス（米ドルヘッジ）

米国ハイ・イールド債券：I C E B o f A メリルリンチ U S ハイ・イールドマスターII インデックス

アジア・ハイ・イールド債券：I C E B o f A メリルリンチ・アジア・달러・ハイ・イールド・インデックス^{*}

^{*}アジア・ハイ・イールド債券市場を示す代表的なインデックスですが、本ファンドのベンチマークや参考指標ではありません。

c. 本ファンドの特色

アジアのハイ・イールド債券に投資します

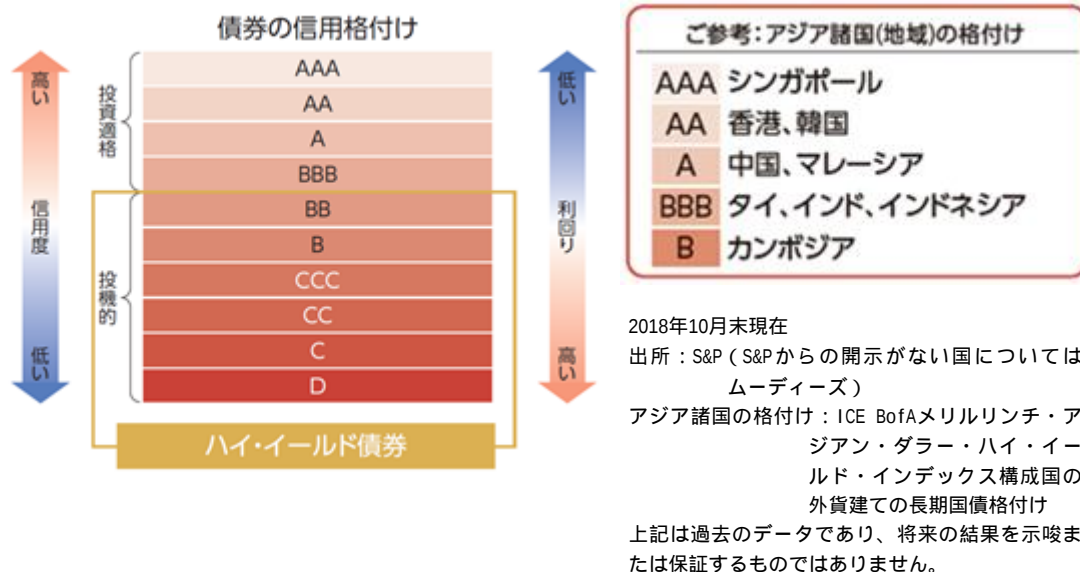
主として日本を除くアジアの企業が発行する米ドル建てハイ・イールド債券に投資することにより、高い金利収入（インカム・ゲイン）と債券元本部分の売買益および評価益（キャピタル・ゲイン）の獲得をめざします。

? ハイ・イールド債券とは

ハイ・イールド債券とは、BB格（S&P）およびBa格（ムーディーズ）相当以下の格付けを付与された債券のことをいいます。ハイ・イールド債券は、一般的に投資適格社債（S&Pの場合はBBB格、ムーディーズの場合はBaa格以上の格付けを付与された社債）と比較して信用度が低く、債務不履行が生じる可能性（デフォルト・リスク）が高くなります。一方、その見返りとして、国債や投資適格社債などのより高格付けの債券よりも相対的に高い利回りで取引されています。

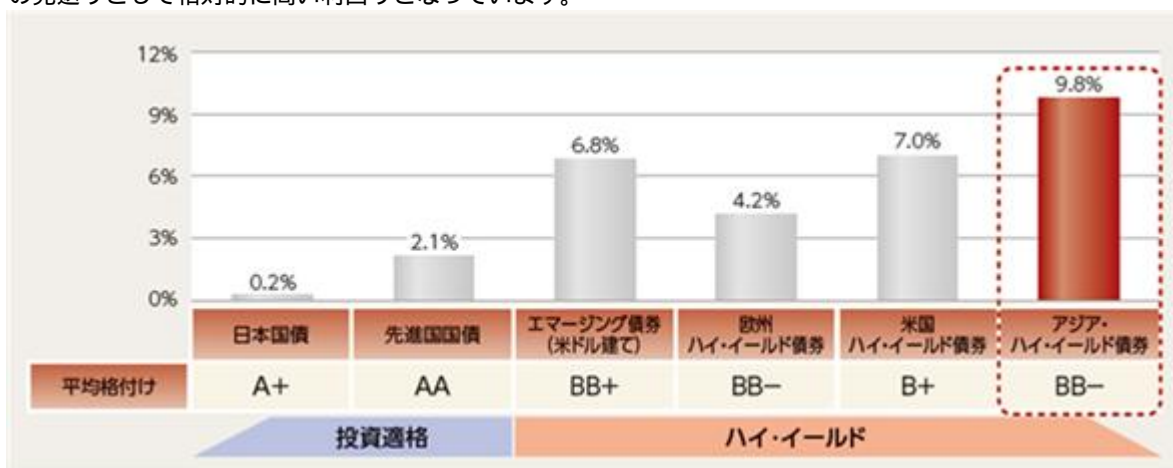
格付けが公表されていない債券の場合は、組入れファンドの投資顧問会社が判断した格付けとなります。

< 投資対象債券の信用格付けの位置づけ >



< 各種債券の利回り水準 >

ハイ・イールド債券の利回りは、国債や投資適格債券などのより高格付けの債券よりも信用度が低いため、その見返りとして相対的に高い利回りとなっています。



2018年10月末現在

出所：FTSE、JPモルガン、ICE

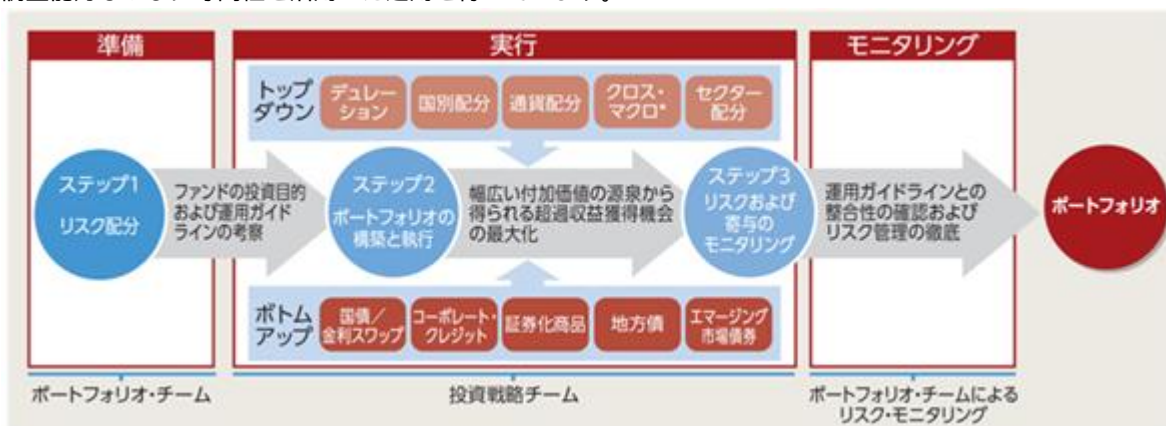
上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

上記は、インデックスの利回りおよび平均格付けであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておりませんのでご注意ください。上記の利回り水準は、将来大きく変動することがあります。

アジアのハイ・イールド債券への投資は、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため、価格変動・為替変動が大きく、投資資産が大幅に減少するリスクを伴います。詳しくは後記「3. 投資リスク」をご覧ください。

< ファンドの運用 >

本ファンドが主として組入れる投資信託証券の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。



* 「クロス・マクロ」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げる戦略をいいます。

本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

（２）【投資対象】

（a）投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 有価証券
 - 金銭債権
 - 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

（b）投資対象有価証券（信託約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。）
- 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

（c）有価証券以外の投資対象（信託約款第17条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 預金
- 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- コール・ローン
- 手形割引市場において売買される手形

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1.ないし4.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（d）その他の取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、

また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(e) 投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）

本ファンドは、以下の指定投資信託証券を主要投資対象とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト - アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト
ファンド形態	ケイマン籍外国投資信託（米ドル建て）
投資目的	主に日本を除くアジアの企業またはアジア各国の成長により収益が期待される企業により発行された米ドル建ての投資適格格付未滿に格付けされた債券に投資することにより、収入（インカム）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）からなる長期的なトータル・リターンを獲得することを目的とします。
運用方針	主に日本を除くアジアの企業またはアジア各国の成長により収益が期待される企業により発行された米ドル建ての投資適格格付未滿に格付けされた債券に投資します。 米ドル建て以外の資産については、原則として対米ドルで為替ヘッジを行うものとします。
主な投資制限	空売りされている証券の時価総額はファンドの純資産総額を超えないものとします。 純資産総額の10%を超える借入は行わないものとします。 流動性に欠ける資産への投資は、純資産総額の15%以内とします。 通常の状態において、日本において有価証券に属する証券に資産総額の50%以上を投資します。 他ファンドへの投資は、純資産総額の5%以内とします。 単一の発行体の証券への投資割合は、純資産総額の10%を超えないものとします。 通常、米ドル以外の通貨への投資割合は、純資産総額の10%を超えないものとします。
運用報酬等	運用報酬：なし 申込手数料：なし 解約手数料：なし 信託財産留保額：なし その他の諸費用：受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。 また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル 副投資顧問会社は、今後、追加・変更される場合があります。

（注）上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われます。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。

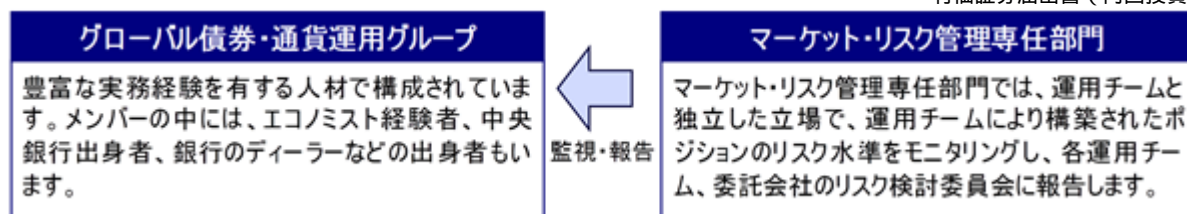
運用の基本方針等	主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。 高格付証券として適格であり、また格付けのない場合には高格付証券と同等の信用度を有すると投資顧問会社がみなす広範な証券に投資します。 購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。
主な投資対象	米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券
主な投資制限	通常の状態において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。 他の投資信託証券への投資は行いません。
運用報酬等	運 用 報 酬：なし 申 込 手 数 料：なし 解 約 手 数 料：なし 信託財産留保額：なし その他の諸費用：管理事務代行、保管、登録・名義書換事務代行、受益者サービス等に係る報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、名義書換事務代行費用、印刷費用等）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

（３）【運用体制】

a．組織

本ファンドが主として組入れる投資信託証券の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



（注１）本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b．運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c．内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

（４）【分配方針】

2012年1月25日以降、毎月決算を行い、毎決算時（毎月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

- 1 一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払を開始します。
- 2 自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。
- 3 自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申出ることが出来ます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

< 収益分配金に関わる留意点 >

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

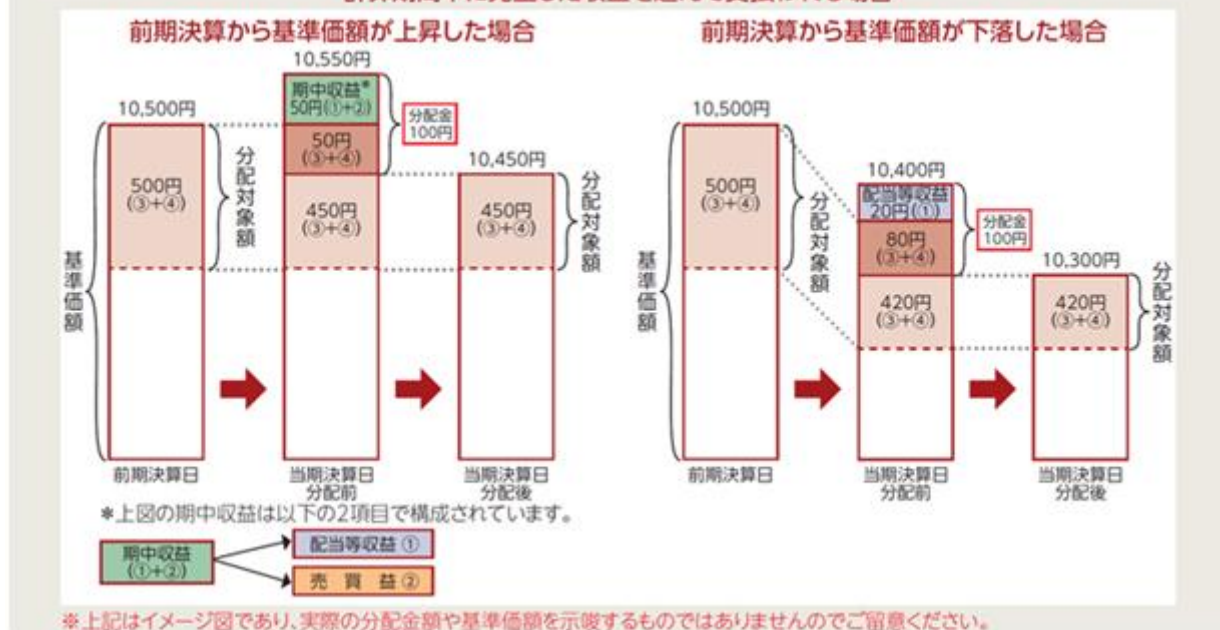


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、経費控除後の配当等収益、経費控除後の評価益を含む売買益、分配準備積立金（当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益）、収益調整金（信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額分）です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の安全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金（特別分配金）として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資家のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

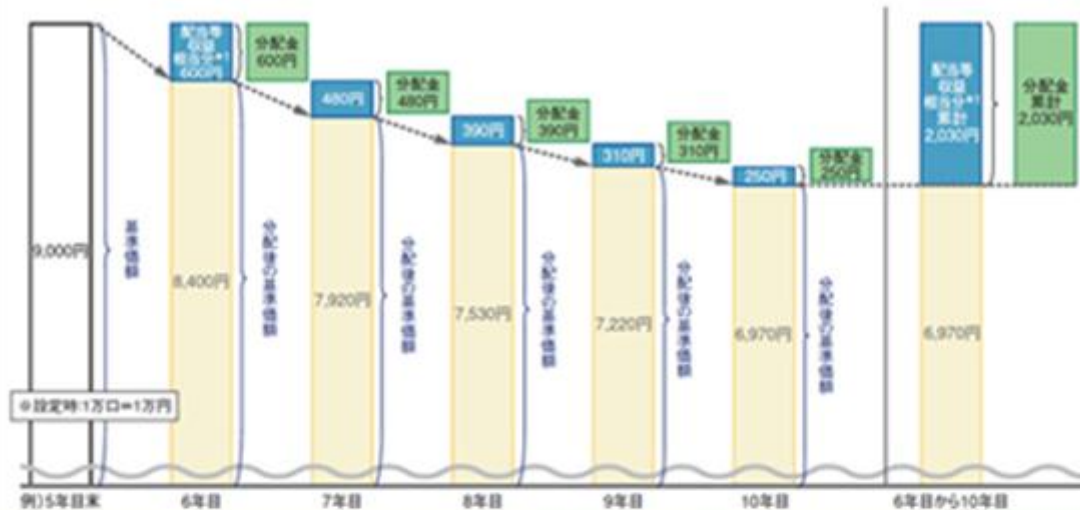
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

数年間にわたって基準価額が下落した場合

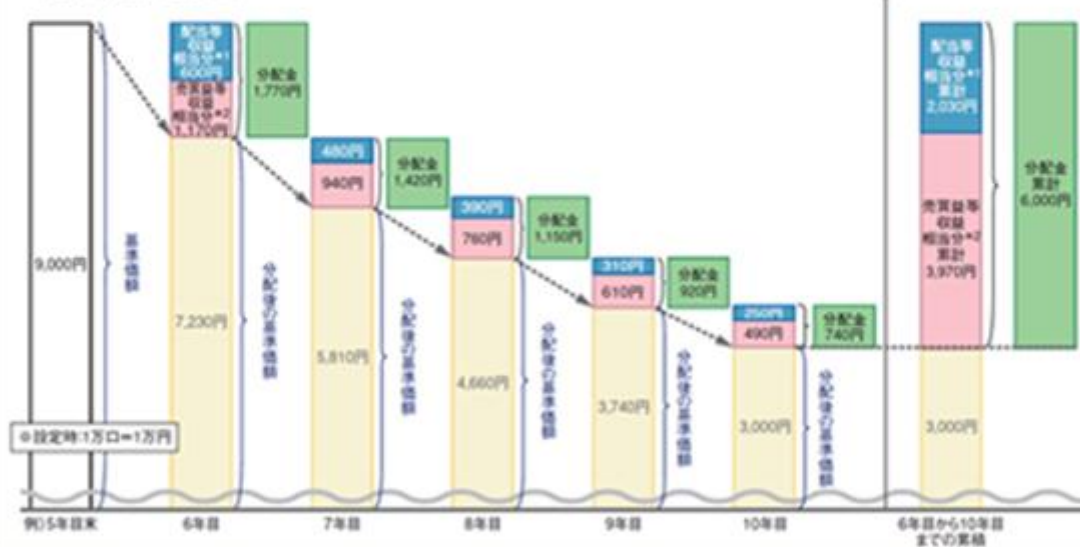
① 配当等収益を中心に分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



② 配当等収益に加え、売買益(評価益を含みます。)も分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



※1 配当等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち配当等収益を含む場合があります。

※2 売買益等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。

(注)上図はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分(配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円)の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円(3,000円+3,970円)になります。

配当等収益相当分
売買益等収益相当分
分配金
分配後の基準価額

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

（a）信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- １．投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ２．株式（指定投資信託証券を除きます。）への直接投資は行いません。
- ３．外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ４．指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ５．有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- ６．デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ７．組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ８．一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（b）信託約款上のその他の投資制限

- １．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第22条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- ２．外国為替予約の運用指図（信託約款第23条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ３．資金の借入れ（信託約款第30条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（c）その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご注意ください。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンド（文脈により、組入れる投資信託証券を含む場合、あるいはこれらのみを指す場合があります。）は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

１．カンントリー・リスク

新興国市場への投資には、先進国の市場への投資と比較して、カンントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。例えば、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が小さいことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。

新興国市場への投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。

２．債券の価格変動リスク・信用リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元金の支払いがなされない、もしくは滞ること等（これを債務不履行といいます。）の信用リスクを伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。一般に、ハイ・イールド債券は投資適格債券と比較して、債券発行体の業績や財務内容などの変化（格付けの変更や市場での評判等を含みます。）により、債券価格が大きく変動することがあります。特に信用状況が大きく悪化するような場合では、短期間で債券価格が大きく下落することがあり、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ハイ・イールド債券は投資適格債券と比較して、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

３．為替変動リスク

<米ドルコース>

外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。したがって、為替変動リスクが伴います。為替レートは短期的に大幅に変動することがあります。米ドルの為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元金を割り込むことによる損失を被ることがあります。

<円コース>

一般的に外貨建資産への投資には為替リスクが伴いますが、為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります（ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。）。

４．流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するために十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。

５．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、スワップ取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

６．デリバティブ取引に関するリスク

本ファンドは債券関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等さまざまなリスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的のみならず、投資収益を上げる目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社および組入れファンドの投資顧問会社の見通しと異なった場合に本ファンドが損失を被るリスクを伴います。また、これらデリバティブを債券に組み込んだ仕組債に投資する場合には、当該債券の発行体の信用リスクも伴います。

7. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

(b) 投資成果の希薄化に関わる留意点

本ファンドが主要投資対象とする投資信託証券においては、為替取引を行うアジア通貨クラスの運用上の理由により、各クラス共通で行われるアジア・ハイ・イールド債券の運用において現金等を比較的高い比率で保有する予定です。そのため、かかる現金等の保有は、アジア通貨コースが主要投資対象とするアジア通貨クラスだけでなく、米ドルコースおよび円コースが主要投資対象とする米ドルクラスにも影響を及ぼし、現金等の保有比率がより低い場合に比べて、本ファンド全体の投資成果が希薄化する可能性がありますのでご注意ください。

(c) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため、本ファンドが投資対象とする投資信託証券において、組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、各投資信託証券の純資産価格の下落を通じて、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(d) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(e) 基準価額に関わる留意点

ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、主として組入れる投資信託証券の純資産価格および外貨建投資信託証券に投資する場合は為替レートの影響を反映します。したがって、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は必ずしも投資対象市場の動向のみを直接に反映するものではなく、組入れ投資信託証券における運用の結果を反映します。また、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、組入れ投資信託証券が採用する組入資産の評価時点の市場価格を間接的に反映するため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは、異なる動きをすることがあります。

(f) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、各コースそれぞれについて、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と合意のうえ、当該コースが必要な手続を経て、各信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

また、委託会社は、本ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させます。

繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(g) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

<外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について>

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する（i）2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、（ii）2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および（iii）2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い（またはその一部）は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国人（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
2. FATCAを遵守していない受益者の情報（まとめて）、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(i) その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

（注1）本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2）上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

(3) 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

米ドルコース

本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

円コース

本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

●年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

●グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

●すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

●上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

●各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- (a) 3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

- (b) 販売会社によっては、アジア通貨コース、米ドルコースおよび円コースの間においてスイッチング（乗換え）が可能です。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

本ファンドにおける「スイッチング」とは、アジア通貨コース、米ドルコースおよび円コースの受益者が、当該コースの受益権の一部解約金（手取額）をもってその支払いを行った販売会社で当該コース以外のコースの受益権の取得のお申込みをする場合をいいます。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金（解約）されるコースに対して換金にかかる税金が課されることにつきご注意ください。詳しくは、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

- (c) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.8684%（税抜1.73%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先	役務の内容	配分
委託会社	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.918% （税抜0.850%）
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.918% （税抜0.850%）
受託銀行	ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行 等	年率0.0324% （税抜0.0300%）

信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

本ファンドの実質的な投資対象である指定投資信託証券において運用報酬はかかりません。委託会社から各指定投資信託証券の運用会社に対し、その実質的な運用に対する対価として別途報酬が支払われます。

なお、投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途かかります。詳しくは前記「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 (e) 投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）」をご覧ください。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。また、このほかに、組入れる投資信託証券においても、信託事務の処理等に要する諸費用、株式等の売買手数料等取引に関する費用、信託財産に関する租税等が支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 × 20.315% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益 × 20.315% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益 × 20.315% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・20歳以上の方・・・毎年、年間120万円まで
- ・20歳未満の方・・・毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間（5年）以内に信託期間が終了（繰上償還を含む）した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額（NISA枠）を再利用することはできません。

< 個別元本について >

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について > をご参照ください。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限りです。）、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限りです。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

< 換金時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限りです。）および譲渡所得等な

らびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・ 2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

5【運用状況】

(1)【投資状況】

< G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース >

(2018年10月31日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン	17,425,122,131	96.84
投資証券	アイルランド	507,233,040	2.82
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	61,589,053	0.34
合計（純資産総額）	—	17,993,944,224	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

< G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース >

(2018年10月31日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン	2,736,390,163	96.64
投資証券	アイルランド	81,809,768	2.89
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	13,372,540	0.47
合計（純資産総額）	—	2,831,572,471	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

< G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース >

（2018年10月31日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン	投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト・アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト クラス10	46,063,062.289	382.47	17,618,154,921	378.28	17,425,122,131	96.84
2	アイルランド	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ビーエルシー - ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド Xアキュムレーション・クラス	431.047	1,176,285.51	507,034,341	1,176,746.48	507,233,040	2.82

業種別及び種類別投資比率

（2018年10月31日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	96.84
投資証券	2.82
合計	99.66

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

< G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース >

（2018年10月31日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン	投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト・アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト クラス10	7,233,608.441	382.47	2,766,703,467	378.28	2,736,390,163	96.64
2	アイルランド	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ビーエルシー - ゴールドマン・サックス US\$ リキッド・リザーブズ・ファンド Xアキュムレーション・クラス	69.522	1,176,285.50	81,777,721	1,176,746.46	81,809,768	2.89

業種別及び種類別投資比率

（2018年10月31日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	96.64
投資証券	2.89
合計	99.53

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

< G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース >

（2018年10月31日現在）

該当事項はありません。

< G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース >

（2018年10月31日現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

< G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース >

（2018年10月31日現在）

該当事項はありません。

< G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース >

（2018年10月31日現在）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

< G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース >

2018年10月31日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	１口当たり 純資産額（円） (分配落)	１口当たり 純資産額（円） (分配付)
第１特定期間末（2012年４月25日）	1,487	1,563	1.1285	1.1865
第２特定期間末（2012年10月25日）	3,788	3,815	1.0955	1.1035
第３特定期間末（2013年４月25日）	15,499	15,875	1.3210	1.3530
第４特定期間末（2013年10月25日）	6,174	6,415	1.1555	1.2005
第５特定期間末（2014年４月25日）	4,669	4,815	1.1524	1.1884
第６特定期間末（2014年10月27日）	5,755	5,938	1.1327	1.1687
第７特定期間末（2015年４月27日）	46,922	47,972	1.1178	1.1428
第８特定期間末（2015年10月26日）	89,910	92,269	0.9531	0.9781
第９特定期間末（2016年４月25日）	71,277	73,655	0.7494	0.7744
第10特定期間末（2016年10月25日）	42,434	43,054	0.6852	0.6952
第11特定期間末（2017年４月25日）	35,806	36,326	0.6881	0.6981
第12特定期間末（2017年10月25日）	33,053	33,299	0.6711	0.6761
第13特定期間末（2018年４月25日）	22,607	22,794	0.6039	0.6089
第14特定期間末（2018年10月25日）	18,064	18,222	0.5720	0.5770
2017年10月末日	31,460	-	0.6677	-
11月末日	28,883	-	0.6551	-
12月末日	27,749	-	0.6564	-
2018年１月末日	25,815	-	0.6304	-
２月末日	24,400	-	0.6134	-
３月末日	22,845	-	0.5979	-
４月末日	22,704	-	0.6071	-
５月末日	21,510	-	0.5923	-
６月末日	20,697	-	0.5843	-
７月末日	20,664	-	0.5942	-
８月末日	19,566	-	0.5868	-
９月末日	19,408	-	0.5956	-
10月末日	17,993	-	0.5720	-

（注） 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

< G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース >

2018年10月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1特定期間末 (2012年4月25日)	9,213	9,717	1.0590	1.1170
第2特定期間末 (2012年10月25日)	21,992	22,561	1.0432	1.0702
第3特定期間末 (2013年4月25日)	30,529	31,164	1.0096	1.0306
第4特定期間末 (2013年10月25日)	13,943	14,061	0.9423	0.9503
第5特定期間末 (2014年4月25日)	7,404	7,468	0.9283	0.9363
第6特定期間末 (2014年10月27日)	4,451	4,490	0.9018	0.9098
第7特定期間末 (2015年4月27日)	4,800	4,845	0.8559	0.8639
第8特定期間末 (2015年10月26日)	4,156	4,199	0.7796	0.7876
第9特定期間末 (2016年4月25日)	3,569	3,608	0.7462	0.7542
第10特定期間末 (2016年10月25日)	4,597	4,646	0.7385	0.7465
第11特定期間末 (2017年4月25日)	5,323	5,383	0.7118	0.7198
第12特定期間末 (2017年10月25日)	5,053	5,083	0.6773	0.6813
第13特定期間末 (2018年4月25日)	3,788	3,812	0.6378	0.6418
第14特定期間末 (2018年10月25日)	2,861	2,880	0.5870	0.5910
2017年10月末日	4,935	-	0.6782	-
11月末日	4,622	-	0.6723	-
12月末日	4,215	-	0.6678	-
2018年1月末日	4,077	-	0.6656	-
2月末日	3,992	-	0.6570	-
3月末日	3,886	-	0.6467	-
4月末日	3,794	-	0.6385	-
5月末日	3,722	-	0.6266	-
6月末日	3,427	-	0.6078	-
7月末日	3,368	-	0.6150	-
8月末日	3,313	-	0.6072	-
9月末日	2,977	-	0.6031	-
10月末日	2,831	-	0.5803	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

< G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース >

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2011年10月11日～2012年4月25日	0.0820
第2特定期間	2012年4月26日～2012年10月25日	0.0940
第3特定期間	2012年10月26日～2013年4月25日	0.0960
第4特定期間	2013年4月26日～2013年10月25日	0.1110
第5特定期間	2013年10月26日～2014年4月25日	0.1080
第6特定期間	2014年4月26日～2014年10月27日	0.1080
第7特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	0.1340
第8特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	0.1500
第9特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	0.1500
第10特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	0.0600
第11特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	0.0600
第12特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	0.0550
第13特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	0.0300
第14特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	0.0300

< G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース >

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2011年10月11日～2012年4月25日	0.0820
第2特定期間	2012年4月26日～2012年10月25日	0.0940
第3特定期間	2012年10月26日～2013年4月25日	0.0850
第4特定期間	2013年4月26日～2013年10月25日	0.0480
第5特定期間	2013年10月26日～2014年4月25日	0.0480
第6特定期間	2014年4月26日～2014年10月27日	0.0480
第7特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	0.0480
第8特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	0.0480
第9特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	0.0480
第10特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	0.0480
第11特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	0.0480
第12特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	0.0440
第13特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	0.0240
第14特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	0.0240

【収益率の推移】

< G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース >

期	期間	収益率（％）
第 1 特定期間	2011年10月11日～2012年 4 月25日	21.1
第 2 特定期間	2012年 4 月26日～2012年10月25日	5.4
第 3 特定期間	2012年10月26日～2013年 4 月25日	29.3
第 4 特定期間	2013年 4 月26日～2013年10月25日	4.1
第 5 特定期間	2013年10月26日～2014年 4 月25日	9.1
第 6 特定期間	2014年 4 月26日～2014年10月27日	7.7
第 7 特定期間	2014年10月28日～2015年 4 月27日	10.5
第 8 特定期間	2015年 4 月28日～2015年10月26日	1.3
第 9 特定期間	2015年10月27日～2016年 4 月25日	5.6
第10特定期間	2016年 4 月26日～2016年10月25日	0.6
第11特定期間	2016年10月26日～2017年 4 月25日	9.2
第12特定期間	2017年 4 月26日～2017年10月25日	5.5
第13特定期間	2017年10月26日～2018年 4 月25日	5.5
第14特定期間	2018年 4 月26日～2018年10月25日	0.3

< G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース >

期	期間	収益率（％）
第 1 特定期間	2011年10月11日～2012年 4 月25日	14.1
第 2 特定期間	2012年 4 月26日～2012年10月25日	7.4
第 3 特定期間	2012年10月26日～2013年 4 月25日	4.9
第 4 特定期間	2013年 4 月26日～2013年10月25日	1.9
第 5 特定期間	2013年10月26日～2014年 4 月25日	3.6
第 6 特定期間	2014年 4 月26日～2014年10月27日	2.3
第 7 特定期間	2014年10月28日～2015年 4 月27日	0.2
第 8 特定期間	2015年 4 月28日～2015年10月26日	3.3
第 9 特定期間	2015年10月27日～2016年 4 月25日	1.9
第10特定期間	2016年 4 月26日～2016年10月25日	5.4
第11特定期間	2016年10月26日～2017年 4 月25日	2.9
第12特定期間	2017年 4 月26日～2017年10月25日	1.3
第13特定期間	2017年10月26日～2018年 4 月25日	2.3
第14特定期間	2018年 4 月26日～2018年10月25日	4.2

（４）【設定及び解約の実績】

< G Sアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース >

下記特定期間中の設定及び解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第１特定期間	2011年10月11日～2012年４月25日	1,353,763,602	35,593,395	1,318,170,207
第２特定期間	2012年４月26日～2012年10月25日	2,329,804,070	190,226,983	3,457,747,294
第３特定期間	2012年10月26日～2013年４月25日	17,347,935,523	9,071,977,278	11,733,705,539
第４特定期間	2013年４月26日～2013年10月25日	1,321,886,473	7,711,843,432	5,343,748,580
第５特定期間	2013年10月26日～2014年４月25日	1,433,552,113	2,725,290,924	4,052,009,769
第６特定期間	2014年４月26日～2014年10月27日	2,931,202,483	1,902,217,314	5,080,994,938
第７特定期間	2014年10月28日～2015年４月27日	38,739,134,255	1,841,895,120	41,978,234,073
第８特定期間	2015年４月28日～2015年10月26日	56,080,843,351	3,726,952,207	94,332,125,217
第９特定期間	2015年10月27日～2016年４月25日	18,597,012,897	17,817,515,504	95,111,622,610
第10特定期間	2016年４月26日～2016年10月25日	5,604,306,064	38,787,440,621	61,928,488,053
第11特定期間	2016年10月26日～2017年４月25日	5,394,912,233	15,286,550,628	52,036,849,658
第12特定期間	2017年４月26日～2017年10月25日	7,411,352,214	10,196,345,151	49,251,856,721
第13特定期間	2017年10月26日～2018年４月25日	814,307,751	12,627,628,384	37,438,536,088
第14特定期間	2018年４月26日～2018年10月25日	597,001,893	6,455,330,231	31,580,207,750

（注） 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

< G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース >

下記特定期間中の設定及び解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第 1 特定期間	2011年10月11日～2012年 4 月25日	9,006,248,503	306,477,831	8,699,770,672
第 2 特定期間	2012年 4 月26日～2012年10月25日	14,402,767,382	2,020,563,402	21,081,974,652
第 3 特定期間	2012年10月26日～2013年 4 月25日	22,509,828,209	13,352,743,125	30,239,059,736
第 4 特定期間	2013年 4 月26日～2013年10月25日	270,965,248	15,713,354,963	14,796,670,021
第 5 特定期間	2013年10月26日～2014年 4 月25日	207,182,870	7,027,251,370	7,976,601,521
第 6 特定期間	2014年 4 月26日～2014年10月27日	162,459,227	3,203,129,817	4,935,930,931
第 7 特定期間	2014年10月28日～2015年 4 月27日	1,737,655,295	1,064,981,917	5,608,604,309
第 8 特定期間	2015年 4 月28日～2015年10月26日	469,481,731	746,026,481	5,332,059,559
第 9 特定期間	2015年10月27日～2016年 4 月25日	1,561,893,744	2,109,986,198	4,783,967,105
第10特定期間	2016年 4 月26日～2016年10月25日	3,021,871,871	1,581,084,317	6,224,754,659
第11特定期間	2016年10月26日～2017年 4 月25日	2,433,306,899	1,179,588,746	7,478,472,812
第12特定期間	2017年 4 月26日～2017年10月25日	1,184,462,820	1,201,823,636	7,461,111,996
第13特定期間	2017年10月26日～2018年 4 月25日	336,657,799	1,857,810,222	5,939,959,573
第14特定期間	2018年 4 月26日～2018年10月25日	85,674,299	1,151,760,154	4,873,873,718

（注） 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考）運用実績

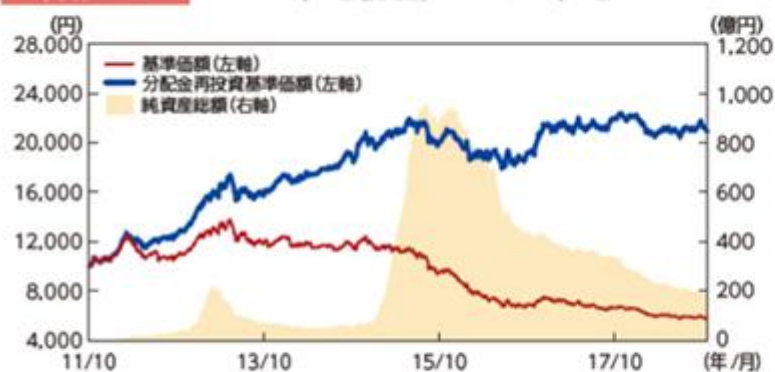
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2018年10月31日現在

基準価額・純資産の推移

米ドルコース 2011年10月11日(設定日)～2018年10月31日



- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

基準価額・純資産総額

基準価額	5,720円
純資産総額	179.9億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	-3.12%
3ヵ月	-1.24%
6ヵ月	-0.87%
1年	-5.44%
3年	1.43%
5年	29.40%
設定来	109.85%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	17/11/27	17/12/25	18/1/25	18/2/26	18/3/26	18/4/25	18/5/25	18/6/25	18/7/25	18/8/27	18/9/25	18/10/25	最近1年累計	設定来累計
分配金	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	600円	12,680円

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

	銘柄名	国名	クーポン	償還日 ^{*1}	業種(セクター) ^{*2}	格付け ^{*3}	比率
1	CHMT PEACEFUL DEVELOPMENT	香港	7.5000%	2019/10/25	不動産	NA	4.2%
2	ABJA INVESTMENT	インド	5.4500%	2028/ 1 /24	基礎資材	BB-	3.9%
3	NEERG ENERGY LTD	モーリシャス	6.0000%	2022/ 2 /13	エネルギー	B+	3.6%
4	ENERGY RESOURCES LLC	モンゴル	8.0000%	2022/ 9 /30	エネルギー	NA	3.3%
5	GEMS MEA SUKUK LTD	アラブ首長国連邦	12.0000%	—	消費(非景気循環型)	NA	3.3%
6	CHINA EVERGRANDE GROUP	中国	8.7500%	2025/ 6 /28	不動産	B	3.2%
7	GREENKO INVESTMENT	インド	4.8750%	2023/ 8 /16	公益事業	B+	3.2%
8	STAR ENERGY GEOTHERMAL	インドネシア	6.7500%	2033/ 4 /24	公益事業	BB-	3.0%
9	INNOVATE CAPITAL PTE LTD	インドネシア	6.0000%	2024/12/11	エネルギー	NA	2.9%
10	ZIVIANET GROUP	中国	7.0000%	2020/ 8 /17	通信	NA	2.4%

*1 償還日の定めのない永久債は、「—」と表示しています。

*2 セクターは、ブルームバーグのセクター分類を使用しています。

*3 格付けは、S&P、ムーディーズおよびフィッチ・レーティングスのいずれかの格付機関の低い方の格付けを使用しています。
NAは格付機関からの開示がないことを表しています。

年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載しておりません。
- 2011年は設定日(10月11日)から年末まで、2018年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

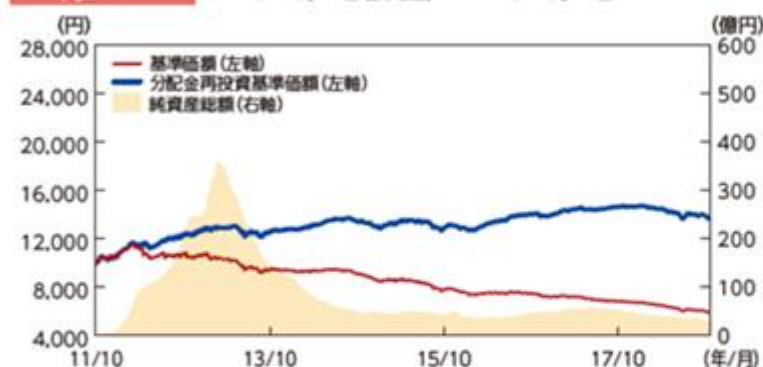
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2018年10月31日現在

基準価額・純資産の推移

円コース 2011年10月11日(設定日)～2018年10月31日



- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

基準価額・純資産総額

基準価額	5,803円
純資産総額	28.3億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	-3.12%
3ヵ月	-3.74%
6ヵ月	-5.47%
1年	-7.70%
3年	3.21%
5年	6.79%
設定来	35.54%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	17/11/27	17/12/25	18/1/25	18/2/26	18/3/26	18/4/25	18/5/25	18/6/25	18/7/25	18/8/27	18/9/25	18/10/25	直近1年累計	設定来累計
分配金	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	480円	7,370円

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

	銘柄名	国名	クーポン	償還日 ^{*1}	業種(セクター) ^{*2}	格付け ^{*3}	比率
1	CHMT PEACEFUL DEVELOPMENT	香港	7.5000%	2019/10/25	不動産	NA	4.2%
2	ABJA INVESTMENT	インド	5.4500%	2028/ 1 /24	基礎資材	BB-	3.9%
3	NEERG ENERGY LTD	モーリシャス	6.0000%	2022/ 2 /13	エネルギー	B+	3.6%
4	ENERGY RESOURCES LLC	モンゴル	8.0000%	2022/ 9 /30	エネルギー	NA	3.3%
5	GEMS MEA SUKUK LTD	アラブ首長国連邦	12.0000%	—	消費(非景気循環型)	NA	3.3%
6	CHINA EVERGRANDE GROUP	中国	8.7500%	2025/ 6 /28	不動産	B	3.2%
7	GREENKO INVESTMENT	インド	4.8750%	2023/ 8 /16	公益事業	B+	3.2%
8	STAR ENERGY GEOTHERMAL	インドネシア	6.7500%	2033/ 4 /24	公益事業	BB-	3.0%
9	INNOVATE CAPITAL PTE LTD	インドネシア	6.0000%	2024/12/11	エネルギー	NA	2.9%
10	21VIANET GROUP	中国	7.0000%	2020/ 8 /17	通信	NA	2.4%

*1 償還日の定めのない永久債は、「—」と表示しています。

*2 セクターは、ブルームバーグのセクター分類を使用しています。

*3 格付けは、S&P、ムーディーズおよびフィッチ・レーティングスのいずれかの格付機関の低い方の格付けを使用しています。NAは格付機関からの開示がないことを表しています。

年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。●本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載しておりません。●2011年は設定日(10月11日)から年末まで、2018年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。

お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

^{*1} 英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはシンガポール証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはシンガポールの銀行の休業日（以下「ファンド休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受け付けるものとします。

^{*2} 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくことになります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「アジハイドル」「アジハイ円」）。

(4) お買付単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 販売会社によっては、米ドルコース、円コースおよびアジア通貨コースとの間でのスイッチング（乗換え）ができます。ただし、販売会社によっては、いずれかのコースのみの取扱いとなる場合があります。また、販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合、スイッチングの際に申込手数料がかかる場合があります。スイッチングのお買付単位は、販売会社によって異なります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、換金時と同様にスイッチングにより換金されるコースに対し、税金がかかることにつき、ご注意ください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「ファンド休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) 受益者は、販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

- (4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称: 「アジハイドル」「アジハイ円」）。

- (5) 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として6営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

本ファンド１万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の１万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「アジハイドル」「アジハイ円」）。年２回（４月および１０月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほかに信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2011年10月11日から開始し、2021年10月25日を終了日とします。なお、委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。また、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎月26日から翌月25日までとすることを原則とします。なお、第１計算期間は信託契約締結日から2012年1月25日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

（５）【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各コースそれぞれについて、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、当該コースについて、受託銀行と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。委託会社は、かかる事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。繰上償還を行う場合は、下記(c) ～ に定める書面決議による手続きを準用します。

(b) 主要投資対象とする投資信託証券に関わる繰上償還

委託会社は、本ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、受託銀行と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(c) その他の事由による信託の終了

() 監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記b. に記載する受益者の書面決議による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b. に定める手続きを準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他

重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を申立てることができます。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託銀行を解任することはできないものとします。

- () また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、上記(c)()の事項について書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

の書面決議において、受益者（委託会社および本ファンドの信託財産に本ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本(c)および下記b.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

から までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記から までに規定する手続きが困難な場合には適用しません。

b. 約款変更等

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することまたは本ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができ、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本b.「約款変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、の事項（の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、本ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記 から までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

から までの規定にかかわらず、本ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

c. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が本ファンドの一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記 a. に規定する信託契約の解約または上記 b. に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、法令に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

d. 関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- (a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- (b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- (c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- (d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- (a) 信託財産の保存に係る業務
- (b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- (c) 委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- (d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g. 投資信託証券の登録の管理

投資信託財産に属する外国投資信託証券については、受託銀行名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

h. 混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本 h. において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

i. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

j．一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、外国投資証券にかかる買戻し請求、外国投資証券の償還の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

k．再投資の指図

委託会社は、上記の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

l．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

本ファンドの受益者は、委託会社または受託銀行に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- ・他の受益者の氏名または名称および住所
- ・他の受益者が有する受益権の内容

m．信託期間の延長

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められたときは、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託期間を延長することができます。

n．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時の本ファンドの信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として6営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース及びG S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コースの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 米ドルコース及び円コースの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 米ドルコース及び円コースは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成30年4月26日から平成30年10月25日まで）の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【G Sアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成30年4月25日現在)	当期 (平成30年10月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	569,876,685	383,288,068
投資信託受益証券	21,739,988,533	17,425,266,769
投資証券	590,328,970	501,483,197
流動資産合計	22,900,194,188	18,310,038,034
資産合計	22,900,194,188	18,310,038,034
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	187,192,680	157,901,038
未払解約金	70,067,631	57,795,672
未払受託者報酬	607,282	502,967
未払委託者報酬	34,412,717	28,501,629
未払利息	1,566	1,054
その他未払費用	447,355	594,331
流動負債合計	292,729,231	245,296,691
負債合計	292,729,231	245,296,691
純資産の部		
元本等		
元本	37,438,536,088	31,580,207,750
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,831,071,131	13,515,466,407
（分配準備積立金）	4,556,199,300	4,172,253,492
元本等合計	22,607,464,957	18,064,741,343
純資産合計	22,607,464,957	18,064,741,343
負債純資産合計	22,900,194,188	18,310,038,034

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成29年10月26日 至 平成30年4月25日	当期 自 平成30年4月26日 至 平成30年10月25日
営業収益		
受取配当金	2,056,245,443	1,657,054,811
有価証券売買等損益	2,093,297,474	2,106,103,800
為替差損益	1,297,700,492	605,072,392
営業収益合計	1,334,752,523	156,023,403
営業費用		
支払利息	181,760	127,073
受託者報酬	4,276,421	3,332,564
委託者報酬	242,330,738	188,845,442
その他費用	2,744,547	2,915,337
営業費用合計	249,533,466	195,220,416
営業利益又は営業損失（ ）	1,584,285,989	39,197,013
経常利益又は経常損失（ ）	1,584,285,989	39,197,013
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,584,285,989	39,197,013
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	21,139,135	7,104,796
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	16,198,599,770	14,831,071,131
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,438,059,578	2,628,002,765
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,438,059,578	2,628,002,765
剰余金減少額又は欠損金増加額	290,031,305	243,482,065
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	290,031,305	243,482,065
分配金	1,217,352,780	1,022,614,167
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,831,071,131	13,515,466,407

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成29年10月26日 至 平成30年 4 月25日	当期 自 平成30年 4 月26日 至 平成30年10月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	投資信託受益証券、投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成30年 4 月25日現在)	当期 (平成30年10月25日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	49,251,856,721円	37,438,536,088円
期中追加設定元本額	814,307,751円	597,001,893円
期中一部解約元本額	12,627,628,384円	6,455,330,231円
2. 受益権の総数	37,438,536,088口	31,580,207,750口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 14,831,071,131円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 13,515,466,407円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 自 平成29年10月26日 至 平成30年 4 月25日	当期 自 平成30年 4 月26日 至 平成30年10月25日
分配金の計算過程		
	平成29年10月26日から 平成29年11月27日までの計算期間	平成30年 4 月26日から 平成30年 5 月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	331,584,364円	258,783,198円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	12,075,482,853円	9,982,388,476円
分配準備積立金額	4,824,263,880円	4,413,459,825円
本ファンドの分配対象収益額	17,231,331,097円	14,654,631,499円
本ファンドの期末残存口数	44,256,428,579口	36,334,650,347口
10,000口当たり収益分配対象額	3,893円	4,033円
10,000口当たり分配金額	50円	50円
収益分配金金額	221,282,142円	181,673,251円
	平成29年11月28日から 平成29年12月25日までの計算期間	平成30年 5 月26日から 平成30年 6 月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	330,920,261円	249,542,021円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	11,588,610,829円	9,785,313,371円
分配準備積立金額	4,711,212,293円	4,388,568,694円
本ファンドの分配対象収益額	16,630,743,383円	14,423,424,086円
本ファンドの期末残存口数	42,406,862,314口	35,583,797,842口
10,000口当たり収益分配対象額	3,921円	4,053円
10,000口当たり分配金額	50円	50円
収益分配金金額	212,034,311円	177,918,989円
	平成29年12月26日から 平成30年 1 月25日までの計算期間	平成30年 6 月26日から 平成30年 7 月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	298,544,235円	244,105,093円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	11,241,882,244円	9,613,616,212円
分配準備積立金額	4,666,958,957円	4,346,059,396円
本ファンドの分配対象収益額	16,207,385,436円	14,203,780,701円
本ファンドの期末残存口数	41,088,833,296口	34,867,532,725口
10,000口当たり収益分配対象額	3,944円	4,073円
10,000口当たり分配金額	50円	50円
収益分配金金額	205,444,166円	174,337,663円

区分	前期 自 平成29年10月26日 至 平成30年 4 月25日	当期 自 平成30年 4 月26日 至 平成30年10月25日
	平成30年 1 月26日から 平成30年 2 月26日までの計算期間	平成30年 7 月26日から 平成30年 8 月27日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	284,571,444円	228,739,948円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	10,964,909,038円	9,228,762,171円
分配準備積立金額	4,616,368,620円	4,219,396,529円
本ファンドの分配対象収益額	15,865,849,102円	13,676,898,648円
本ファンドの期末残存口数	40,008,313,601口	33,422,882,991口
10,000口当たり収益分配対象額	3,965円	4,092円
10,000口当たり分配金額	50円	50円
収益分配金金額	200,041,568円	167,114,414円
	平成30年 2 月27日から 平成30年 3 月26日までの計算期間	平成30年 8 月28日から 平成30年 9 月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	266,302,328円	246,575,181円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	10,498,022,869円	9,048,558,763円
分配準備積立金額	4,487,800,750円	4,182,689,640円
本ファンドの分配対象収益額	15,252,125,947円	13,477,823,584円
本ファンドの期末残存口数	38,271,582,735口	32,733,762,515口
10,000口当たり収益分配対象額	3,985円	4,117円
10,000口当たり分配金額	50円	50円
収益分配金金額	191,357,913円	163,668,812円
	平成30年 3 月27日から 平成30年 4 月25日までの計算期間	平成30年 9 月26日から 平成30年10月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	287,452,105円	222,805,531円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	10,277,012,225円	8,737,600,622円
分配準備積立金額	4,455,939,875円	4,107,348,999円
本ファンドの分配対象収益額	15,020,404,205円	13,067,755,152円
本ファンドの期末残存口数	37,438,536,088口	31,580,207,750口
10,000口当たり収益分配対象額	4,011円	4,137円
10,000口当たり分配金額	50円	50円
収益分配金金額	187,192,680円	157,901,038円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成29年10月26日 至 平成30年4月25日	当期 自 平成30年4月26日 至 平成30年10月25日
1．金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託とし	同左
	て、有価証券等への投資ならびにデ	
	リバティブ取引を信託約款に定める	
	「運用の基本方針」に基づき行って	
	おります。	
2．金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資	同左
	産は投資信託受益証券、投資証券で	
	あり、売買目的で保有しております。	
	デリバティブ取引には、通貨関連	
	では為替予約取引が含まれておりま	
	す。デリバティブ取引は、信託財産	
	に属する資産の効率的な運用に資す	
	るため、ならびに価格変動リスクを	
	回避する目的で利用しています。	
	投資対象とする金融商品の主なリ	
	スクは価格が変動する事によって発	
	生する市場リスク、金融商品の発行	
	者や取引先等の経営・財務状況が悪	
	化した場合に発生する信用リスク、	
	及び金融商品の取引量が著しく乏し	
	い場合に発生する流動性リスクがあ	
	ります。	
3．金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオ	同左
	ペレーション部門では、運用チーム	
	から独立した立場で、法令や信託約	
	款等 to 実際の売買取引が則っている	
	か、また日々のポジションのモニタ	
	リングを行っております。	
	マーケット・リスク管理専任部門	
	では、運用チームとは独立した立場	
	で、運用チームにより構築されたポ	
	ジションのリスク水準をモニタリン	
	グし、各運用チーム、リスク検討委	
	員会に報告します。	
	リスク検討委員会は、法務部・コ	
	ンプライアンス部を含む各部署の代	
	表から構成されており、マーケッ	
	ト・リスク管理専任部門からの報告	
	事項に対して、必要な報告聴取、調	
	査、検討、決定等を月次で行いま	
	す。	

金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 自 平成29年10月26日 至 平成30年4月25日	当期 自 平成30年4月26日 至 平成30年10月25日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 (平成30年4月25日現在)	当期 (平成30年10月25日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	352,790,449	428,278,692
投資証券	950,567	968,615
合計	351,839,882	427,310,077

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

区分	前期 (平成30年4月25日現在)	当期 (平成30年10月25日現在)
1口当たり純資産額	0.6039円	0.5720円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニ ット・トラスト - アジア・ハイ・イールド・ボンド・サ ブ・トラスト クラス10	46,063,062.289	155,554,961.34	
	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ ファンド Xアキュムレーション・クラス	431.047	4,476,729.13	
小計				160,031,690.47	
				(17,926,749,966)	
合計				17,926,749,966	
				(17,926,749,966)	

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1銘柄	97.2%	-	100.0%
	投資証券 1銘柄	-	2.8%	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【GSアジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成30年 4 月25日現在)	当期 (平成30年10月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	71,267,810	65,799,606
投資信託受益証券	3,693,723,203	2,736,412,876
投資証券	99,428,641	80,882,397
派生商品評価勘定	-	8,265,510
未収入金	43,552,000	-
流動資産合計	3,907,971,654	2,891,360,389
資産合計	3,907,971,654	2,891,360,389
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	65,869,100	-
未払金	1,164,230	-
未払収益分配金	23,759,838	19,495,494
未払解約金	22,916,887	6,194,839
未払受託者報酬	103,238	78,313
未払委託者報酬	5,850,203	4,437,749
未払利息	195	180
その他未払費用	67,439	93,007
流動負債合計	119,731,130	30,299,582
負債合計	119,731,130	30,299,582
純資産の部		
元本等		
元本	5,939,959,573	4,873,873,718
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	2,151,719,049	2,012,812,911
(分配準備積立金)	1,084,701,381	974,956,959
元本等合計	3,788,240,524	2,861,060,807
純資産合計	3,788,240,524	2,861,060,807
負債純資産合計	3,907,971,654	2,891,360,389

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成29年10月26日 至 平成30年4月25日	当期 自 平成30年4月26日 至 平成30年10月25日
営業収益		
受取配当金	328,785,555	278,155,189
有価証券売買等損益	338,799,927	354,223,559
為替差損益	45,621,932	40,173,971
営業収益合計	55,636,304	116,242,341
営業費用		
支払利息	36,695	28,396
受託者報酬	682,823	551,276
委託者報酬	38,693,369	31,238,958
その他費用	427,231	449,448
営業費用合計	39,840,118	32,268,078
営業利益又は営業損失（ ）	95,476,422	148,510,419
経常利益又は経常損失（ ）	95,476,422	148,510,419
当期純利益又は当期純損失（ ）	95,476,422	148,510,419
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,302,058	5,305,747
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,407,944,895	2,151,719,049
剰余金増加額又は欠損金減少額	611,073,282	444,612,697
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	611,073,282	444,612,697
剰余金減少額又は欠損金増加額	111,425,504	32,595,604
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	111,425,504	32,595,604
分配金	149,247,568	129,906,283
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,151,719,049	2,012,812,911

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成29年10月26日 至 平成30年 4 月25日	当期 自 平成30年 4 月26日 至 平成30年10月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、法令及び一般社 団法人投資信託協会規則に従い、時価評 価しております。	投資信託受益証券、投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが 国における対顧客先物売買相場の仲値に よって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成の ための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財 産の計算に関する規則」（平成12年総理 府令第133号）第60条に基づき、取引発 生時の外国通貨の額をもって記録する方 法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売 却時において、当該外国通貨に加えて、 外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建 各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対 する当該売却外国通貨の割合相当額を当 該外国通貨の売却時の外国為替相場等で 円換算し、前日の外貨基金勘定に対する 円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦 貨建資産等の外国投資勘定と、円換算し た外貨基金勘定を相殺した差額を為替差 損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成30年 4 月25日現在)	当期 (平成30年10月25日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	7,461,111,996円	5,939,959,573円
期中追加設定元本額	336,657,799円	85,674,299円
期中一部解約元本額	1,857,810,222円	1,151,760,154円
2. 受益権の総数	5,939,959,573口	4,873,873,718口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っ ており、その差額は 2,151,719,049円であります。	純資産額が元本総額を下回っ ており、その差額は 2,012,812,911円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 自 平成29年10月26日 至 平成30年 4 月25日	当期 自 平成30年 4 月26日 至 平成30年10月25日
分配金の計算過程		
	平成29年10月26日から 平成29年11月27日までの計算期間	平成30年 4 月26日から 平成30年 5 月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	52,828,775円	45,353,494円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,943,476,290円	1,732,686,581円
分配準備積立金額	1,163,169,749円	1,078,355,605円
本ファンドの分配対象収益額	3,159,474,814円	2,856,395,680円
本ファンドの期末残存口数	6,861,202,901口	5,929,421,747口
10,000口当たり収益分配対象額	4,604円	4,817円
10,000口当たり分配金額	40円	40円
収益分配金金額	27,444,811円	23,717,686円
	平成29年11月28日から 平成29年12月25日までの計算期間	平成30年 5 月26日から 平成30年 6 月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	47,969,703円	42,024,941円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,811,421,751円	1,654,630,881円
分配準備積立金額	1,058,902,489円	1,046,674,291円
本ファンドの分配対象収益額	2,918,293,943円	2,743,330,113円
本ファンドの期末残存口数	6,285,611,735口	5,654,420,425口
10,000口当たり収益分配対象額	4,642円	4,851円
10,000口当たり分配金額	40円	40円
収益分配金金額	25,142,446円	22,617,681円
	平成29年12月26日から 平成30年 1 月25日までの計算期間	平成30年 6 月26日から 平成30年 7 月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	44,170,519円	40,517,878円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,779,262,105円	1,602,163,418円
分配準備積立金額	1,046,676,033円	1,028,852,988円
本ファンドの分配対象収益額	2,870,108,657円	2,671,534,284円
本ファンドの期末残存口数	6,139,184,575口	5,467,999,030口
10,000口当たり収益分配対象額	4,675円	4,885円
10,000口当たり分配金額	40円	40円
収益分配金金額	24,556,738円	21,871,996円

区分	前期 自 平成29年10月26日 至 平成30年 4 月25日	当期 自 平成30年 4 月26日 至 平成30年10月25日
	平成30年 1 月26日から 平成30年 2 月26日までの計算期間	平成30年 7 月26日から 平成30年 8 月27日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	44,381,228円	38,069,141円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,770,094,133円	1,601,946,333円
分配準備積立金額	1,053,927,401円	1,043,431,365円
本ファンドの分配対象収益額	2,868,402,762円	2,683,446,839円
本ファンドの期末残存口数	6,092,504,134口	5,459,141,392口
10,000口当たり収益分配対象額	4,708円	4,915円
10,000口当たり分配金額	40円	40円
収益分配金金額	24,370,016円	21,836,565円
	平成30年 2 月27日から 平成30年 3 月26日までの計算期間	平成30年 8 月28日から 平成30年 9 月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	45,554,354円	38,580,153円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,743,578,187円	1,496,788,705円
分配準備積立金額	1,054,208,132円	985,693,193円
本ファンドの分配対象収益額	2,843,340,673円	2,521,062,051円
本ファンドの期末残存口数	5,993,429,887口	5,091,715,472口
10,000口当たり収益分配対象額	4,744円	4,951円
10,000口当たり分配金額	40円	40円
収益分配金金額	23,973,719円	20,366,861円
	平成30年 3 月27日から 平成30年 4 月25日までの計算期間	平成30年 9 月26日から 平成30年10月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	45,552,097円	35,361,468円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,731,306,285円	1,434,616,131円
分配準備積立金額	1,062,909,122円	959,090,985円
本ファンドの分配対象収益額	2,839,767,504円	2,429,068,584円
本ファンドの期末残存口数	5,939,959,573口	4,873,873,718口
10,000口当たり収益分配対象額	4,780円	4,983円
10,000口当たり分配金額	40円	40円
収益分配金金額	23,759,838円	19,495,494円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成29年10月26日 至 平成30年4月25日	当期 自 平成30年4月26日 至 平成30年10月25日
1．金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は投資信託受益証券、投資証券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。 コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 自 平成29年10月26日 至 平成30年4月25日	当期 自 平成30年4月26日 至 平成30年10月25日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 (平成30年4月25日現在)	当期 (平成30年10月25日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	59,940,706	67,255,632
投資証券	160,104	156,225
合計	59,780,602	67,099,407

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	種類	前期（平成30年4月25日現在）				当期（平成30年10月25日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引 以外の 取引	為替予約取引								
	売建								
	米ドル	3,781,474,900	-	3,847,344,000	65,869,100	2,835,287,510	-	2,827,022,000	8,265,510
	合計	3,781,474,900	-	3,847,344,000	65,869,100	2,835,287,510	-	2,827,022,000	8,265,510

（注）時価の算定方法

・為替予約取引

1．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

（1）予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

（2）当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

区分	前期 (平成30年４月25日現在)	当期 (平成30年10月25日現在)
１口当たり純資産額	0.6378円	0.5870円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト - アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト クラス10	7,233,608.441	24,427,895.70	
	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド Xアキュムレーション・クラス	69.522	722,035.33	
小計				25,149,931.03	
				(2,817,295,273)	
合計				2,817,295,273	
				(2,817,295,273)	

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 １銘柄	97.1%	-	100.0%
	投資証券 １銘柄	-	2.9%	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

参考情報

G Sアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース及びG Sアジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コースは、「ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト - アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト クラスI0」を主要投資対象としております。

「ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト - アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト クラスI0」は、ケイマン籍の契約型の外国投資信託です。同投資信託受益証券は、平成30年3月31日に計算期間が終了し、英領ケイマン諸島において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されております。

なお、この投資信託受益証券について、以下に掲載する「資産負債計算書」の情報は、財務書類から抜粋・翻訳したものであり、「投資有価証券明細表」の情報は、当該投資信託受益証券の事務代行会社より入手したデータ（現地平成30年3月31日現在）に基づき作成しています。全てのクラスが対象となっております。また、以下に掲載する情報は監査対象外です。

ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト - アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラ
スト クラス10

資産負債計算書
平成30年 3月31日現在

(単位：米ドル)

資産

流動資産

損益を通じて公正価値で測定する金融資産 410,553,537

未収入金

未収配当金 27,369

未収利息 7,832,508

差入保証金

差入委託証拠金 649,492

差入担保金 10,000

投資売却未収金 1,457,175

投資顧問会社からの未収入金 202,893

現金および現金等価物 27,638,153

資産合計 448,371,127

負債

流動負債

損益を通じて公正価値で測定する金融負債 248,114

未払金

投資購入未払金 8,489,746

投資顧問報酬 291,426

管理事務代行報酬 55,691

監査報酬 70,311

受託報酬 29,106

保管費用 69,128

名義書換事務代行報酬 4,162

弁護士報酬 50,495

雑費 13,711

負債合計（買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く） 9,321,890

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産 439,049,237

投資有価証券明細表
平成30年 3月31日現在

株数	銘柄名称			評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
	普通株式				
	香港ドル				
9,094,616	Mongolian Mining Corp			195,838	0.04
普通株式合計				195,838	0.04
額面	銘柄名称	利率	償還年月日	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
	債券				
	社債				
	英ポンド				
1,880,000	Cognita Financing PLC	7.75%	15/08/2021	2,730,597	0.62
				2,730,597	0.62
	ユーロ				
2,420,000	CMA CGM SA	5.25%	15/01/2025	2,688,137	0.61
6,660,000	Industrial & Commercial Bank of China Ltd	6.00%	10/12/2021	8,876,780	2.02
800,000	Syngenta Finance NV	1.25%	10/09/2027	843,988	0.19
				12,408,905	2.82
	香港ドル				
20,000,000	China Evergrande Group	4.25%	14/02/2023	2,459,348	0.56
				2,459,348	0.56
	シンガポールドル				
8,750,000	CapitaLand Ltd	2.80%	08/06/2025	6,583,519	1.50
8,500,000	Lippo Malls Indonesia Retail Trust	7.00%	27/09/2021	6,659,209	1.52
750,000	Lippo Malls Indonesia Retail Trust	6.60%	19/12/2022	574,811	0.13
				13,817,539	3.15
	米ドル				
5,260,000	21Vianet Group Inc	7.00%	17/08/2020	5,319,378	1.21
11,710,000	ABJA Investment Co Pte Ltd	5.45%	24/01/2028	10,948,850	2.49
4,377,000	Banglalink Digital Communications Ltd	8.63%	06/05/2019	4,499,077	1.03
3,510,000	Baoxin Auto Finance I Ltd	5.63%	30/10/2020	3,316,950	0.76
2,240,000	Barminto Finance Pty Ltd	6.63%	15/05/2022	2,198,000	0.50
5,180,000	Chandra Asri Petrochemical Tbk PT	4.95%	08/11/2024	4,869,200	1.11
5,753,000	China Forestry Holdings	10.25%	17/11/2015	0	0.00
18,700,000	China Evergrande Group	8.75%	28/06/2025	18,746,750	4.27
3,660,000	CNAC HK Synbridge Co Ltd	5.00%	05/05/2020	3,737,775	0.85
3,910,000	Concord New Energy Group Ltd	7.90%	23/01/2021	3,929,550	0.89
9,340,000	Debt & Asset Trading Corp	1.00%	10/10/2025	6,555,793	1.49
20,400,000	Delta Investment Horizon International Ltd	3.00%	26/05/2020	20,451,000	4.66
12,456,869	Energy Resources LLC	0.00%	22/09/2022	12,670,455	2.89
5,608,174	Energy Resources LLC	0.00%	01/10/2018	3,364,904	0.77
2,270,000	Fortune Star BVI Ltd	5.95%	29/01/2023	2,184,875	0.50
6,300,000	Fullerton Healthcare Corp Ltd	7.00%	06/04/2020	6,250,734	1.42
1,360,000	GCX Ltd	7.00%	01/08/2019	1,278,400	0.29
14,877,000	GEMS MEA Sukuk Ltd	12.00%	21/11/2018	15,474,163	3.53
670,000	Geo Coal International Pte Ltd	8.00%	04/10/2022	664,412	0.15
10,500,000	Glenmark Pharmaceuticals Ltd	2.00%	28/06/2022	11,529,000	2.63
4,500,000	Global A&T Electronics Ltd	8.50%	12/01/2023	4,567,500	1.04
8,739,000	Global Liman Isletmeleri	8.13%	14/11/2021	8,935,628	2.04
6,784,000	GMR Hyderabad International Airport Ltd	4.25%	27/10/2027	6,232,800	1.42
1,570,000	Greenko Dutch BV	4.88%	24/07/2022	1,518,975	0.35
6,510,000	Greenko Dutch BV	5.25%	24/07/2024	6,274,013	1.43
12,570,000	Greenko Investment Co	4.88%	16/08/2023	11,941,500	2.72
8,300,000	HPCL-Mittal Energy Ltd	5.25%	28/04/2027	7,947,250	1.80
200,000	Indika Energy Capital II Pte Ltd	6.88%	10/04/2022	206,100	0.05
200,000	Indo Energy Finance II BV	6.38%	24/01/2023	200,000	0.05
13,660,000	Innovate Capital Pte Ltd	6.00%	11/12/2024	9,527,850	2.17
3,496,000	Kaisa Group Holdings Ltd	8.50%	30/06/2022	3,277,500	0.75
11,146,000	Kaisa Group Holdings Ltd	9.38%	30/06/2024	10,463,308	2.37
1,520,000	Korean Air Lines Co Ltd	6.88%	12/12/2020	1,529,500	0.35
7,290,000	Listrindo Capital BV	4.95%	14/09/2026	6,920,944	1.58
5,940,000	MAF Global Securities Ltd	5.50%	07/09/2022	5,925,150	1.35
2,630,000	Medco Platinum Road Pte Ltd	6.75%	30/01/2025	2,534,663	0.58
4,500,000	Medco Straits Services Pte Ltd	8.50%	17/08/2022	4,781,250	1.09
3,300,000	NCIG Holdings Pty Ltd	12.50%	26/08/2031	4,191,000	0.96
13,100,000	Neerg Energy Ltd	6.00%	13/02/2022	13,001,750	2.96
2,875,707	New Cotai LLC	10.63%	01/05/2019	2,850,545	0.65
2,000,000	Noble Group Ltd	6.00%	24/06/2019	120,800	0.03
500,000	Noble Group Ltd	8.75%	09/03/2022	222,250	0.05
2,850,000	NWD Finance BVI Ltd	5.75%	05/10/2021	2,700,575	0.61
5,350,000	Olam International Ltd	5.35%	20/07/2021	5,205,383	1.18
4,080,000	Pearl Holding III Ltd	9.50%	11/12/2022	4,090,200	0.93
2,400,000	Prime Bloom Holdings Ltd	6.95%	05/07/2022	2,172,065	0.50

額面	銘柄名称	利率	償還年月日	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
	債券				
	社債				
	米ドル				
200,000	Reliance Communications Ltd	6.50%	06/11/2020	122,500	0.03
3,150,000	Rolta Americas LLC	8.88%	24/07/2019	1,055,250	0.24
3,950,000	Royal Capital BV	5.50%	05/05/2021	4,024,724	0.92
9,780,000	Royal Capital BV	4.88%	05/05/2024	9,654,620	2.20
5,420,000	SoftBank Group Corp	6.00%	19/07/2023	5,121,900	1.17
3,640,000	SoftBank Group Corp	5.13%	19/09/2027	3,430,700	0.78
1,930,000	STATS ChipPAC Pte Ltd	8.50%	24/11/2020	2,045,800	0.47
8,040,000	Studio City Co Ltd	7.25%	30/11/2021	8,447,025	1.92
1,300,000	Studio City Finance Ltd	8.50%	01/12/2020	1,330,010	0.30
10,300,000	Studio City Finance Ltd	8.50%	01/12/2020	10,537,775	2.40
3,030,000	Sunac China Holdings Ltd	7.95%	08/08/2022	3,098,175	0.71
6,030,000	Suzlon Energy Ltd	5.75%	16/07/2019	5,894,325	1.34
4,850,000	Terraform Global Operating LLC	6.13%	01/03/2026	4,892,437	1.11
2,520,000	Theta Capital Pte Ltd	7.00%	11/04/2022	2,490,927	0.57
8,220,000	Theta Capital Pte Ltd	6.75%	31/10/2026	7,555,906	1.72
8,716,445	Universal Entertainment Corp	8.50%	24/08/2020	8,929,127	2.03
1,566,270	Universal Entertainment Corp	12.00%	24/08/2020	1,611,300	0.37
2,820,000	Vedanta Resources PLC	6.38%	30/07/2022	2,879,925	0.65
3,090,000	Vedanta Resources PLC	7.13%	31/05/2023	3,213,600	0.73
3,758,000	VLL International Inc	7.38%	18/06/2022	4,038,424	0.92
5,090,000	VLL International Inc	5.75%	28/11/2024	5,039,100	1.15
3,000,000	Wanda Properties International Co Ltd	7.25%	29/01/2024	3,071,250	0.70
5,000,000	WTT Investment Ltd	5.50%	21/11/2022	4,893,750	1.11
5,000,000	Wynn Macau Ltd	5.50%	01/10/2027	4,887,500	1.11
				373,593,815	85.10
債券合計				405,010,204	92.25

口数	銘柄名称	評価額 (米ドル)	純資産比率(%)
	投資信託証券		
	米ドル		
5,183,520	Goldman Sachs Funds PLC - US\$ Liquid Reserves Fund, Class X	5,183,520	1.18
投資信託証券合計		5,183,520	1.18

売買目的の外国為替予約取引						
満期日	通貨 (買)	元本(買)	通貨 (売)	元本(売)	取引相手方	未実現利益 (米ドル) 純資産比率(%)
23/05/2018	USD	2,437,665	HKD	19,024,999	JPMorgan Chase & Co	9,427 0.00
売買目的の外国為替予約取引未実現利益合計						9,427 0.00

満期日	通貨 (買)	元本(買)	通貨 (売)	元本(売)	取引相手方	未実現損失 (米ドル) 純資産比率(%)
23/05/2018	AUD	594,532	USD	465,713	State Street Bank & Trust Co	(9,651) (0.00)
25/05/2018	USD	2,745,990	GBP	1,984,047	JPMorgan Chase & Co	(43,174) (0.01)
25/05/2018	USD	14,052,000	SGD	18,513,327	Morgan Stanley & Co	(83,537) (0.02)
08/06/2018	USD	12,585,384	EUR	10,190,759	JPMorgan Chase & Co	(8,690) (0.00)
売買目的の外国為替予約取引未実現損失合計						(145,052) (0.03)

ヘッジ目的の外国為替予約取引						
満期日	通貨 (買)	元本(買)	通貨 (売)	元本(売)	取引相手方	未実現利益 (米ドル) 純資産比率(%)
25/04/2018	KRW	20,006,404,404	USD	18,788,532	HSBC Bank PLC	35,556 0.01
25/04/2018	USD	113,828	INR	7,384,000	Morgan Stanley & Co	652 0.00
25/04/2018	USD	137,000	IDR	1,872,105,000	Deutsche Bank AG	882 0.00
25/04/2018	USD	266,667	IDR	3,632,000,045	HSBC Bank PLC	2,588 0.00
25/04/2018	USD	333,333	IDR	4,469,333,289	Morgan Stanley & Co	5,137 0.00
25/04/2018	USD	333,333	INR	21,486,666	HSBC Bank PLC	3,571 0.00
25/04/2018	USD	479,000	INR	31,077,520	Morgan Stanley & Co	2,672 0.00
25/04/2018	USD	500,000	IDR	6,699,500,000	HSBC Bank PLC	12,888 0.01
25/04/2018	USD	500,000	INR	32,241,000	Deutsche Bank AG	5,839 0.00
25/04/2018	USD	18,358,804	IDR	251,332,033,000	HSBC Bank PLC	84,763 0.02
ヘッジ目的の外国為替予約取引未実現利益合計						154,548 0.04

満期日	通貨 (買)	元本(買)	通貨 (売)	元本(売)	取引相手方	未実現損失 (米ドル) 純資産比率(%)
25/04/2018	IDR	251,332,033,000	USD	18,280,023	HSBC Bank PLC	(5,981) (0.01)
25/04/2018	IDR	251,332,033,000	USD	18,306,653	JPMorgan Chase & Co	(32,611) (0.01)
25/04/2018	INR	1,213,371,830	USD	18,644,312	HSBC Bank PLC	(46,840) (0.01)
25/04/2018	USD	366,667	INR	24,027,667	Merrill Lynch	(1,608) (0.00)
25/04/2018	USD	333,333	KRW	357,866,663	JPMorgan Chase & Co	(3,385) (0.00)
25/04/2018	USD	366,667	KRW	395,816,670	Merrill Lynch	(5,758) (0.00)
25/04/2018	USD	500,000	KRW	533,425,000	JPMorgan Chase & Co	(1,901) (0.00)
25/04/2018	USD	679,000	KRW	726,937,400	Deutsche Bank AG	(4,978) (0.00)
ヘッジ目的の外国為替予約取引未実現損失合計						(103,062) (0.03)

先物取引

2018年3月31日時点で現預金 USD 304,959 を担保に供しております。

枚数	銘柄名称	買建 / 売建	未実現利益 (米ドル)	純資産比率(%)
170	US 2 Year Note June 2018	買建	4,713	0.00
536	US 5 Year Note June 2018	買建	180,120	0.04
2	US Long Bond June 2018	買建	9,250	0.00
19	US Ultra Bond June 2018	買建	109,851	0.03
先物取引未実現利益合計			303,934	0.07

枚数	銘柄名称	買建 / 売建	未実現損失 (米ドル)	純資産比率(%)
(51)	US 10 Year Note June 2018	売建	(30,754)	(0.00)
(16)	US 2 Year Note June 2018	売建	(1,547)	(0.00)
(15)	US 5 Year Note June 2018	売建	(4,580)	(0.00)
(20)	US Long Bond June 2018	売建	(62,441)	(0.02)
(136)	US Ultra 10 Year Note June 2018	売建	(265,341)	(0.06)
(1)	US Ultra Bond June 2018	売建	(5,040)	(0.00)
先物取引未実現損失合計			(369,703)	(0.08)

スワップ契約未実現利益

中央清算型金利スワップ

2018年3月31日時点で現預金 USD 635,422 を担保に供しております。

想定元本額	支払	受取	通貨	満期日	未実現利益 (米ドル)	純資産比率(%)
221,373	Fixed, 0.00%	Floating (EUR 6 Month LIBOR)	EUR	20/06/2020	363	0.00
スワップ契約未実現利益合計					363	0.00

スワップ契約未実現損失

中央清算型金利スワップ

想定元本額	支払	受取	通貨	満期日	未実現損失 (米ドル)	純資産比率(%)
5,950,689	Fixed, 0.00%	Floating (EUR 6 Month LIBOR)	EUR	20/06/2021	(19,350)	(0.01)
2,596,649	Fixed, 0.25%	Floating (EUR 6 Month LIBOR)	EUR	20/06/2023	(16,389)	(0.01)
1,285,791	Fixed, 0.50%	Floating (EUR 6 Month LIBOR)	EUR	20/06/2025	(13,005)	(0.00)
946,273	Fixed, 1.00%	Floating (EUR 6 Month LIBOR)	EUR	20/06/2028	(13,263)	(0.00)
21,966,257	Fixed, 2.25%	Floating (EUR 6 Month LIBOR)	SGD	15/03/2022	(163,476)	(0.04)
スワップ契約未実現損失合計					(225,483)	(0.06)

投資合計	評価額 (米ドル)	純資産比率(%)
普通株式合計	195,838	0.04
債券合計	405,010,204	92.25
投資信託証券合計	5,183,520	1.18
売買目的の外国為替予約取引未実現利益合計	9,427	0.00
ヘッジ目的の外国為替予約取引未実現利益合計	154,548	0.04
売買目的の外国為替予約取引未実現損失合計	(145,052)	(0.03)
ヘッジ目的の外国為替予約取引未実現損失合計	(103,062)	(0.03)
先物取引未実現利益合計	303,934	0.07
先物取引未実現損失合計	(369,703)	(0.08)
スワップ契約未実現利益合計	363	0.00
スワップ契約未実現損失合計	(225,483)	(0.06)
その他資産・負債	29,034,703	6.62
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	439,049,237	100.00

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

< G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース >

(平成30年10月31日現在)

資産総額	18,056,802,208円
負債総額	62,857,984円
純資産総額（ - ）	17,993,944,224円
発行済口数	31,456,319,766口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5720円

< G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース >

(平成30年10月31日現在)

資産総額	5,617,523,572円
負債総額	2,785,951,101円
純資産総額（ - ）	2,831,572,471円
発行済口数	4,879,628,027口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5803円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

a 受益権の名義書換

該当事項はありません。

b 受益者に対する特典

該当事項はありません。

c 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

d その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

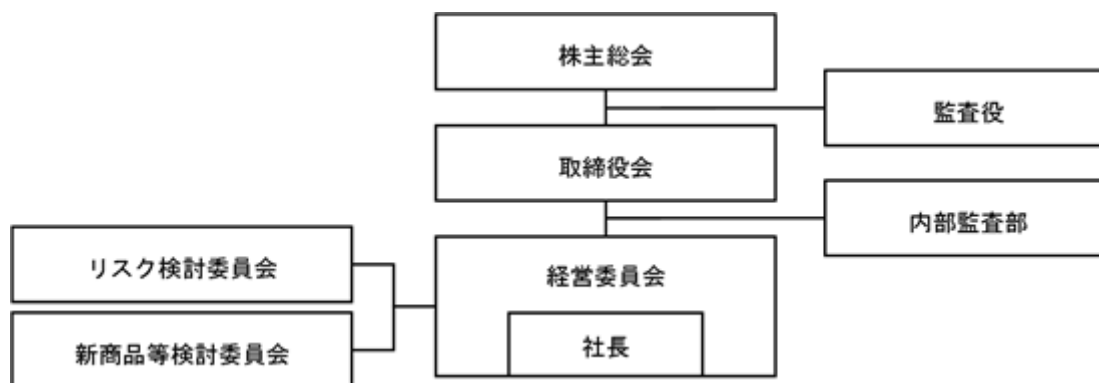
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほか、戦略株式運用部、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメント・アンド・マネージャー・セクション部、不動産運用部、マルチプロダクト・ファンド部、スチュワードシップ責任推進部およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

2018年11月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	115	2,080,992,202,935
単位型株式投資信託	1	47,601,418,745
合計	116	2,128,593,621,680

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度の中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第22期 （平成28年12月31日現在）			第23期 （平成29年12月31日現在）		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			11,862,842			11,496,401	
有価証券			6,299,991			6,699,989	
支払委託金			13			25	
収益分配金		13			25		
前払費用			1,657			72,612	
未収委託者報酬			1,456,052			1,925,268	
未収運用受託報酬			2,336,911			2,636,495	
未収収益			35,018			87,473	
未収還付法人税等			1,296,793			-	
その他流動資産			-			12,253	
繰延税金資産			1,106,557			842,571	
流動資産計			24,395,838	95.0		23,773,090	95.3
固定資産							
無形固定資産			-			111,180	
ソフトウェア		-			111,180		
投資その他の資産			1,284,054			1,049,033	
投資有価証券		595,616			641,762		
長期差入保証金		10,000			48,808		
繰延税金資産		678,438			309,126		
その他の投資等		-			49,336		
固定資産計			1,284,054	5.0		1,160,214	4.7
資産合計			25,679,893	100.0		24,933,304	100.0

期別		第22期 （平成28年12月31日現在）			第23期 （平成29年12月31日現在）		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
流動負債		千円	千円	%	千円	千円	%
預り金			800			92,132	
未払金			470,171			2,494,574	
未払収益分配金		255			128		
未払償還金		72			-		
未払手数料		469,844			653,474		
その他未払金		-			1,840,971		
未払費用			10,304,651			3,177,606	
前受収益			258			-	
未払法人税等			-			1,279,821	
未払消費税等			165,905			295,545	
その他流動負債			-			155,820	
流動負債計			10,941,787	42.6		7,495,502	30.1
固定負債							
関係会社長期借入金			3,000,000			3,000,000	
退職給付引当金			-			112,504	
長期未払費用			2,069,604			1,696,313	
固定負債計			5,069,604	19.7		4,808,818	19.3
負債合計			16,011,391	62.3		12,304,320	49.3

期別		第22期 （平成28年12月31日現在）			第23期 （平成29年12月31日現在）		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
株主資本		千円	千円	%	千円	千円	%
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			8,725,636			11,678,385	
その他利益剰余金		8,725,636			11,678,385		
繰越利益剰余金		8,725,636			11,678,385		
株主資本合計			9,605,636	37.4		12,558,385	50.4
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		62,865			70,597		
評価・換算差額等合計			62,865	0.2		70,597	0.3
純資産合計			9,668,501	37.7		12,628,983	50.7
負債・純資産合計			25,679,893	100.0		24,933,304	100.0

（２）【損益計算書】

期別			第22期 自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年12月31日			第23期 自 平成29年 1 月 1 日 至 平成29年12月31日		
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常 損益の部	営業 損益の部	営業収益	千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬		15,153,948			18,588,553	
		運用受託報酬	* 2	7,583,471			9,493,556	
		その他営業収益	* 2	5,001,454			5,212,268	
		営業収益計		27,738,874	100.0		33,294,379	100.0
		営業費用						
		支払手数料		6,632,673			8,193,557	
		広告宣伝費		107,277			127,648	
		調査費		7,328,739			8,178,928	
		委託調査費	* 2	7,328,739		8,178,928		
		委託計算費		236,499			270,331	
		営業雑経費		223,449			297,394	
		通信費		16,707		21,828		
		印刷費		175,198		244,991		
		協会費		31,542		30,573		
		営業費用計		14,528,638	52.4		17,067,860	51.3
		一般管理費						
		給料		6,774,131			7,573,594	
		役員報酬		208,746		222,812		
		給料・手当		3,030,358		3,117,447		
		賞与		868,684		1,854,946		
		株式従業員報酬	* 1 * 2	518,428		768,165		
		その他の報酬		2,147,911		1,610,221		
		交際費		49,991			62,263	
		寄付金		67,044			40,185	
		旅費交通費		175,704			205,560	
		租税公課		46,945			127,967	
		不動産賃借料		351,225			78,412	
		退職給付費用		734,825			205,064	
		固定資産減価償却費		-			74,126	
		事務委託費		516,389			1,949,647	
		諸経費		1,222,952			996,767	
		一般管理費計		9,939,210	35.8		11,313,590	34.0
		営業利益		3,271,025	11.8		4,912,927	14.8

期別			第22期 自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年12月31日			第23期 自 平成29年 1 月 1 日 至 平成29年12月31日			
科目			注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益		千円	千円	%	千円	千円	%
		収益分配金			21,305			24,534	
		受取利息			15,522			30,237	
		投資有価証券売却益			47			31	
		為替差益			-			10,974	
		雑益			4,058			9,768	
		営業外収益計			40,933	0.1		75,546	0.2
		営業外費用							
		支払利息	* 2		898			19,014	
		株式従業員報酬	* 1 * 2		785,471			231,929	
		為替差損			31,543			-	
		投資有価証券売却損			819			-	
		雑損			199			0	
営業外費用計			818,931	3.0		250,944	0.8		
経常利益					2,493,027	9.0		4,737,529	14.2
税引前当期純利益					2,493,027	9.0		4,737,529	14.2
法人税、住民税及び事業税					24,863	0.1		1,154,895	3.5
法人税等調整額					1,287,702	4.6		629,884	1.9
当期純利益					1,180,461	4.3		2,952,749	8.9

（３）【株主資本等変動計算書】

第22期
（自平成28年１月１日　至平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成28年 1 月 1 日残高	490,000	390,000	390,000	13,545,174	13,545,174	14,425,174	49,646	49,646	14,474,820
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				6,000,000	6,000,000	6,000,000			6,000,000
当期純利益				1,180,461	1,180,461	1,180,461			1,180,461
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）							13,219	13,219	13,219
事業年度中の変動額合計	-	-	-	4,819,538	4,819,538	4,819,538	13,219	13,219	4,806,318
平成28年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	8,725,636	8,725,636	9,605,636	62,865	62,865	9,668,501

第23期
（自平成29年１月１日　至平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成29年 1 月 1 日残高	490,000	390,000	390,000	8,725,636	8,725,636	9,605,636	62,865	62,865	9,668,501
事業年度中の変動額									
当期純利益				2,952,749	2,952,749	2,952,749			2,952,749
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）							7,732	7,732	7,732
事業年度中の変動額合計	-	-	-	2,952,749	2,952,749	2,952,749	7,732	7,732	2,960,482
平成29年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	11,678,385	11,678,385	12,558,385	70,597	70,597	12,628,983

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
2．固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（３年）に基づく定額法によっております。
3．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 当社は確定拠出年金制度（ＤＣ）とキャッシュ・バランス型の年金制度（ＣＢ）の２本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該ＣＢには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (3) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５第１項に基づく責任準備金を計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第８号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第22期 （平成28年12月31日現在）	第23期 （平成29年12月31日現在）
該当事項はありません。	同左

（損益計算書関係）

第22期 （自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）	第23期 （自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）																														
* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。 * 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 <table> <tr><td colspan="2">営業収益</td></tr> <tr><td>運用受託報酬</td><td>1,995,741千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>4,688,436千円</td></tr> <tr><td colspan="2">営業費用</td></tr> <tr><td>委託調査費</td><td>7,328,739千円</td></tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	1,995,741千円	その他営業収益	4,688,436千円	営業費用		委託調査費	7,328,739千円	* 1 株式従業員報酬 同左 * 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 <table> <tr><td colspan="2">営業収益</td></tr> <tr><td>運用受託報酬</td><td>2,788,474千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>4,457,921千円</td></tr> <tr><td colspan="2">営業費用</td></tr> <tr><td>委託調査費</td><td>8,178,928千円</td></tr> <tr><td>一般管理費</td><td></td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>768,165千円</td></tr> <tr><td colspan="2">営業外費用</td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>49,644千円</td></tr> <tr><td>支払利息</td><td>19,009千円</td></tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	2,788,474千円	その他営業収益	4,457,921千円	営業費用		委託調査費	8,178,928千円	一般管理費		株式従業員報酬	768,165千円	営業外費用		株式従業員報酬	49,644千円	支払利息	19,009千円
営業収益																															
運用受託報酬	1,995,741千円																														
その他営業収益	4,688,436千円																														
営業費用																															
委託調査費	7,328,739千円																														
営業収益																															
運用受託報酬	2,788,474千円																														
その他営業収益	4,457,921千円																														
営業費用																															
委託調査費	8,178,928千円																														
一般管理費																															
株式従業員報酬	768,165千円																														
営業外費用																															
株式従業員報酬	49,644千円																														
支払利息	19,009千円																														

（株主資本等変動計算書関係）

第22期（自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年12月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

2．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年12月13日 臨時株主総会	普通株式	6,000,000	937,500	平成28年12月22日	平成28年12月22日

第23期（自 平成29年 1 月 1 日 至 平成29年12月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

2．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第22期 （自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年12月31日）	第23期 （自 平成29年 1 月 1 日 至 平成29年12月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

第22期
（自 平成28年 1 月 1 日
至 平成28年12月31日）

(1) 金融商品の状況に関する事項**金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針**

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は関係会社借入金であります。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第22期
（自 平成28年 1月 1日
至 平成28年12月31日）

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	11,862,842	11,862,842	-
有価証券			
其他有価証券	6,299,991	6,299,991	-
未収委託者報酬	1,456,052	1,456,052	-
未収運用受託報酬	2,336,911	2,336,911	-
投資有価証券			
其他投資有価証券	595,616	595,616	-
関係会社長期借入金	3,000,000	3,000,000	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	11,862,842	-	-	-	-	-
有価証券						
其他有価証券の うち満期があるもの	6,300,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,456,052	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	2,336,911	-	-	-	-	-

長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	3,000,000	-	-	-

第23期
(自 平成29年 1月 1日
至 平成29年12月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は関係会社借入金及びその他未払金であります。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第23期
（自 平成29年 1月 1日
至 平成29年12月31日）

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	11,496,401	11,496,401	-
有価証券			
その他有価証券	6,699,989	6,699,989	-
未収委託者報酬	1,925,268	1,925,268	-
未収運用受託報酬	2,636,495	2,636,495	-
投資有価証券			
その他投資有価証券	641,762	641,762	-
その他未払金	1,840,971	1,840,971	-
関係会社長期借入金	3,000,000	3,000,000	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	11,496,401	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるもの	6,700,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,925,268	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	2,636,495	-	-	-	-	-

長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	3,000,000	-	-	-	-

（有価証券関係）

第22期 （自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年12月31日）					第23期 （自 平成29年 1 月 1 日 至 平成29年12月31日）				
1．その他有価証券で時価のあるもの					1．その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）	区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	500,000	590,780	90,780	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	540,000	641,762	101,762
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	投資信託	5,000	4,837	164	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	6,699,989	6,699,989	-
	コマー シャル・ ペーパー	6,299,991	6,299,991	-					
2．当事業年度中に売却したその他有価証券					2．当事業年度中に売却したその他有価証券				
売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）			売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）		
15,228	47	819			6,031	31	-		

（デリバティブ取引関係）

第22期 （自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）	第23期 （自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、 該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第22期 （自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）	第23期 （自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）																																
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。 2．退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（ＤＣ）及びキャッシュ・バランス型年金制度（ＣＢ）を採用しております。 2．キャッシュ・バランス型年金制度 （１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務の期首残高</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr> <td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">117,676 千円</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td><td style="text-align: right;">10,629</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td style="text-align: right;">5,171</td></tr> <tr> <td>過去勤務費用の発生額</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr> <td>退職給付債務の期末残高</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">123,134</td></tr> </table> （２）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">積立型制度の退職給付債務</td><td style="text-align: right;">123,134</td></tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td><td style="text-align: right;">10,629</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債の額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">112,504</td></tr> </table> （３）退職給付費用及びその内訳項目の金額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td><td style="text-align: right;">117,676</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">117,676</td></tr> </table> （４）数理計算上の計算基礎に関する事項 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">割引率</td><td style="text-align: right;">0.20 %</td></tr> </table> 3．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、80,419千円であります。	退職給付債務の期首残高	-	勤務費用	117,676 千円	利息費用	-	数理計算上の差異の発生額	10,629	退職給付の支払額	5,171	過去勤務費用の発生額	-	退職給付債務の期末残高	123,134	積立型制度の退職給付債務	123,134	未認識数理計算上の差異	10,629	貸借対照表に計上された負債の額	112,504	勤務費用	117,676	利息費用	-	数理計算上の差異の費用処理額	-	過去勤務債務の費用処理額	-	確定給付制度に係る退職給付費用	117,676	割引率	0.20 %
退職給付債務の期首残高	-																																
勤務費用	117,676 千円																																
利息費用	-																																
数理計算上の差異の発生額	10,629																																
退職給付の支払額	5,171																																
過去勤務費用の発生額	-																																
退職給付債務の期末残高	123,134																																
積立型制度の退職給付債務	123,134																																
未認識数理計算上の差異	10,629																																
貸借対照表に計上された負債の額	112,504																																
勤務費用	117,676																																
利息費用	-																																
数理計算上の差異の費用処理額	-																																
過去勤務債務の費用処理額	-																																
確定給付制度に係る退職給付費用	117,676																																
割引率	0.20 %																																

（税効果会計関係）

第22期 （自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）	第23期 （自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）																																								
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産（流動資産） <table> <tr> <td>未払費用</td><td>662,332 千円</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>483,789</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>38,081</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,184,203</td></tr> </table> 繰延税金資産（固定資産） <table> <tr> <td>長期未払費用</td><td>255,529</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>349,719</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>100,940</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>706,189</td></tr> </table> 繰延税金資産合計 1,890,392 繰延税金負債（流動負債） <table> <tr> <td>未収還付事業税</td><td>77,646</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>77,646</td></tr> </table> 繰延税金負債（固定負債） <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>27,751</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>27,751</td></tr> </table> 繰延税金負債合計 105,397 繰延税金資産純額 1,784,995	未払費用	662,332 千円	繰越欠損金	483,789	その他	38,081	小計	1,184,203	長期未払費用	255,529	繰越欠損金	349,719	その他	100,940	小計	706,189	未収還付事業税	77,646	小計	77,646	その他有価証券評価差額金	27,751	小計	27,751	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産（流動資産） <table> <tr> <td>未払費用</td><td>746,590 千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>95,980</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>842,571</td></tr> </table> 繰延税金資産（固定資産） <table> <tr> <td>長期未払費用</td><td>219,530</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>120,760</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>340,290</td></tr> </table> 繰延税金資産合計 1,182,861 繰延税金負債（固定負債） <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>31,164</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>31,164</td></tr> </table> 繰延税金負債合計 31,164 繰延税金資産純額 1,151,697	未払費用	746,590 千円	その他	95,980	小計	842,571	長期未払費用	219,530	その他	120,760	小計	340,290	その他有価証券評価差額金	31,164	小計	31,164
未払費用	662,332 千円																																								
繰越欠損金	483,789																																								
その他	38,081																																								
小計	1,184,203																																								
長期未払費用	255,529																																								
繰越欠損金	349,719																																								
その他	100,940																																								
小計	706,189																																								
未収還付事業税	77,646																																								
小計	77,646																																								
その他有価証券評価差額金	27,751																																								
小計	27,751																																								
未払費用	746,590 千円																																								
その他	95,980																																								
小計	842,571																																								
長期未払費用	219,530																																								
その他	120,760																																								
小計	340,290																																								
その他有価証券評価差額金	31,164																																								
小計	31,164																																								
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率 （調整）</td><td>33.06 %</td></tr> <tr> <td>賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>15.37 %</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>4.22 %</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>52.65 %</td></tr> </table>	法定実効税率 （調整）	33.06 %	賞与等永久に損金に算入されない項目	15.37 %	その他	4.22 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.65 %	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率 （調整）</td><td>30.86 %</td></tr> <tr> <td>賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>6.80 %</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.02 %</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>37.67 %</td></tr> </table>	法定実効税率 （調整）	30.86 %	賞与等永久に損金に算入されない項目	6.80 %	その他	0.02 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.67 %																								
法定実効税率 （調整）	33.06 %																																								
賞与等永久に損金に算入されない項目	15.37 %																																								
その他	4.22 %																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.65 %																																								
法定実効税率 （調整）	30.86 %																																								
賞与等永久に損金に算入されない項目	6.80 %																																								
その他	0.02 %																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.67 %																																								

第22期 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	第23期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.06%から、平成29年1月1日及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。この税率変更による繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）及び法人税等調整額への影響は軽微です。	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第22期（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

〔関連情報〕

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	15,153,948	7,583,471	5,001,454	27,738,874

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
25,094,631	2,644,243	27,738,874

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第23期（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

〔関連情報〕

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	18,588,553	9,493,556	5,212,268	33,294,379

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
29,476,056	3,818,322	33,294,379

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第22期
（自 平成28年 1月 1 日
至 平成28年12月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	25 百万ドル	投資顧問業	被所有 間接 75%	投資助言 （注1）	その他営業収益 運用受託報酬 委託調査費	4,688,436 1,995,741 7,328,739	—	—
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	11,212 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金の提供 （注2）	劣後債務の借入	3,000,000	関係会社 長期借入金	3,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。

（注2）借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2.5年であり、担保は差し入れておりません。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第22期
（自 平成28年1月1日
至 平成28年12月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社 の子会 社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業	—	業務委託 役員の兼任 （注1） 有価証券 の購入	兼務従業員の 人件費等	2,877,113	有価証券	6,299,991
親会社 の子会 社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	—	従業員出 向受入等 役員の兼任 （注2）	出向者に関する人件費等 営業費用及び一般管理費 営業外費用	6,305,928 785,512	未払費用 長期未払費用	8,788,118 2,069,604
親会社 の子会 社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	8,000 百万ドル	銀行業	—	現金の預入	—	—	現金・預金	2,594,811
親会社 の子会 社	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ストラテジー・LLC	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	38 百万ドル	投資顧問業	—	投資助言	—	—	未払費用	912,864

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司（以下G S J H）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はG S J Hより行われております。

但し、これらの費用はG S J Hより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはG S J Hに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

第23期
（自 平成29年1月1日
至 平成29年12月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	42 百万ドル	投資顧問業	被所有 間接 75%	投資助言 （注1）	その他営業収益 委託調査費	4,457,921 8,178,928	—	—
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	11,862 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金の提供 （注2） 費用の振替 （注3） 株式報酬	営業外費用	49,644	関係会社 長期借入金 長期未払費用	3,000,000 726,433

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。

（注2）借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2.5年であり、担保は差し入れておりません。

（注3）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第23期
（自 平成29年1月1日
至 平成29年12月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業	—	有価証券の購入 費用の振替 （注1）	—	—	有価証券 未払費用	6,699,989 455,817
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司	東京都港区	100 百万円	資産保有等	—	費用の振替 サービスの提供 （注1）	営業外費用 営業外収益	182,284 9,478	未払費用 長期未払費用	1,303,435 969,880
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	8,000 百万ドル	銀行業	—	現金の預入	営業外収益	22,827	現金・預金	2,369,093
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパニーズサービス株式会社	東京都港区	151 百万円	不動産の賃貸借、一般総務業務等	—	費用の振替 資産の保有・サービスの提供 （注1）	—	—	未払費用	286,241
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ストラテジー・LLC	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	40 百万ドル	投資顧問業	—	投資助言 （注2）	—	—	未払費用	436,012

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

（注2）価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

（１株当たり情報）

第22期 （自 平成28年１月１日 至 平成28年12月31日）		第23期 （自 平成29年１月１日 至 平成29年12月31日）	
１株当たり純資産額	1,510,703円38銭	１株当たり純資産額	1,973,278円63銭
１株当たり当期純利益金額	184,447円14銭	１株当たり当期純利益金額	461,367円06銭
損益計算書上の当期純利益	1,180,461千円	損益計算書上の当期純利益	2,952,749千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	1,180,461千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,952,749千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第24期中間会計期間末 (平成30年6月30日)	
		金額	構成比
(資産の部)		千円	%
流動資産			
現金・預金		18,245,187	
支払委託金		18	
前払費用		59,103	
未収委託者報酬		1,931,196	
未収運用受託報酬		1,282,713	
未収収益		546,288	
繰延税金資産		663,994	
立替金		1,063	
流動資産計		22,729,564	95.2
固定資産			
無形固定資産			
ソフトウェア		126,780	
投資その他の資産			
投資有価証券		623,867	
長期差入保証金		55,956	
繰延税金資産		309,282	
その他の投資等		31,799	
投資その他の資産計		1,020,905	
固定資産計		1,147,686	4.8
資産合計		23,877,251	100.0

区分	注記 番号	第24期中間会計期間末 (平成30年6月30日)	
		金額	構成比
(負債の部)		千円	%
流動負債			
関係会社短期借入金		3,000,000	
預り金		91,440	
未払金		642,753	
未払費用		2,526,550	
未払法人税等		611,882	
未払消費税等	* 1	168,915	
賞与引当金		1,528,289	
その他		190,283	
流動負債計		8,760,115	36.7
固定負債			
退職給付引当金		166,573	
長期未払費用		1,263,885	
固定負債計		1,430,459	6.0
負債合計		10,190,574	42.7
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		490,000	
資本剰余金			
資本準備金		390,000	
資本剰余金合計		390,000	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		12,734,618	
利益剰余金合計		12,734,618	
株主資本合計		13,614,618	57.0
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		72,057	
評価・換算差額等合計		72,057	0.3
純資産合計		13,686,676	57.3
負債・純資産合計		23,877,251	100.0

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	第24期中間会計期間 (自 平成30年 1 月 1 日 至 平成30年 6 月30日)	
		金額	百分比
		千円	%
営業収益			
委託者報酬		9,205,647	
運用受託報酬		5,080,349	
その他営業収益		2,716,100	
営業収益計		17,002,097	100.0
営業費用及び一般管理費		15,330,608	90.2
営業利益		1,671,489	9.8
営業外収益	* 1	154,160	0.9
営業外費用	* 2	38,530	0.2
経常利益		1,787,119	10.5
税引前中間純利益		1,787,119	10.5
法人税、住民税及び事業税		553,110	3.3
法人税等調整額		177,776	1.0
中間純利益		1,056,233	6.2

重要な会計方針

項目	第24期中間会計期間 (自 平成30年 1 月 1 日 至 平成30年 6 月30日)
1．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
2．固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法によっております。
3．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計期間に帰属する額を計上しています。 (3) 退職給付引当金 当社は確定拠出年金制度（DC）とキャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の2本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。 (4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。
4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第24期中間会計期間末 （平成30年 6 月30日）
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債に表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第24期中間会計期間 （自 平成30年 1 月 1 日 至 平成30年 6 月30日）
* 1 営業外収益のうち主要なもの	株式従業員報酬 109,975千円 受取利息 15,602千円 雑益 15,448千円
* 2 営業外費用のうち主要なもの	為替差損 27,550千円 支払利息 9,256千円
3 減価償却実施額	無形固定資産 26,345千円

（リース取引関係）

第24期中間会計期間（自平成30年1月1日 至平成30年6月30日）

注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

（金融商品関係）

第24期中間会計期間（自平成30年1月1日 至平成30年6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成30年6月30日現在における中間貸借対照表計上額、中間貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	18,245,187	18,245,187	-
未収委託者報酬	1,931,196	1,931,196	-
未収運用受託報酬	1,282,713	1,282,713	-
投資有価証券			
その他有価証券	623,867	623,867	-
関係会社短期借入金	3,000,000	3,000,000	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

関係会社短期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

第24期中間会計期間末（平成30年6月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	500,000	604,015	104,015
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	20,000	19,852	148

（デリバティブ取引関係）

第24期中間会計期間（自平成30年1月1日 至平成30年6月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第24期中間会計期間（自平成30年1月1日 至平成30年6月30日）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

〔関連情報〕

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	9,205,647	5,080,349	2,716,100	17,002,097

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
14,539,715	2,462,382	17,002,097

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第24期 中間会計期間 (自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日)	
1株当たり純資産額	2,138,543円20銭
1株当たり中間純利益金額	165,036円41銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載してありません。	
(1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)	
中間損益計算書上の中間純利益	1,056,233千円
1株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	1,056,233千円
差 額	- 千円
期中平均株式数	
普通株式	6,400株

（重要な後発事象）

第24期中間会計期間（自平成30年 1月 1日 至平成30年 6月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託銀行

(2018年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(2018年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社	8,000百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社 ^{*1}	10,000百万円	
池田泉州ＴＴ証券株式会社	1,250百万円	
ちばぎん証券株式会社	4,374百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	
西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
ぐんぎん証券株式会社	3,000百万円	
ほくほくＴＴ証券株式会社	1,250百万円	
七十七証券株式会社	3,000百万円	

*1 新規のお申込みのお取扱いはいりません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行っています。

3 【資本関係】

(1) 受託銀行

該当事項はありません。

(2) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に、委託会社に関する情報を記載し、本ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを表示し、イラストを採用すること、本ファンドの概略的性格を表示する文言を列挙することおよびキャッチ・フレーズを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
- ・ 投資信託説明書（交付目論見書）または投資信託説明書（請求目論見書）である旨
 - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・ 金融商品取引業者登録番号
 - ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
 - ・ 請求目論見書の閲覧、請求に関する事項
 - ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (2) 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリングオフに関する事項を記載することがあります。
- (3) 請求目論見書に本ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。
- (4) 目論見書中の一定の用語につき、商標登録申請中または登録商標であることを示す文言または記号を用いることがあります。
- (5) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (6) 目論見書に記載された運用実績のデータは適宜更新されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月2日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴司
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山口 健志
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年11月28日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているG S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコースの平成30年4月26日から平成30年10月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコースの平成30年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注２）X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年11月28日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているG S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コースの平成30年4月26日から平成30年10月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G S アジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コースの平成30年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年 8 月31日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれていません。